

第六十八回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第九号

(二三四)

昭和四十七年四月七日(金曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 田中 武夫君

理事 始関 伊平君

理事 林 義郎君

理事 島本 虎三君

理事 伊東 正義君

理事 葉梨 信行君

理事 阿部末喜男君

理事 古寺 宏君

出席政府委員

總理府総務副長

官 砂田 重民君

中央公害審査委員

員 小澤 文雄君

中央公害審査委員

員 川村 皓章君

中央公害審査委員

員 成田 壽治君

科学技術庁原子

力局長 小澤 太郎君

環境政務次官

長 城戸 謙次君

環境庁長官官房

長 船後 正道君

環境庁企画調整

局長 首尾木 一君

環境庁自然保護

局長 山形 操六君

環境庁水質保全

局長 岡安 誠君

農林省畜産園芸

局長 荒勝 巖君

水産庁長官

太田 康二君

通商産業省公害

保安局長 久良知章君

委員外の出席者

環境庁自然保護

局長 仁賀 定三君

局鳥獣保護課長

局鳥獣保護課長

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第九号 昭和四十七年四月七日

委員の異動

四月七日

辞任

三木 喜夫君

古寺 宏君

合沢 栄君

同日

阿部末喜男君

補欠選任

三木 喜夫君

同日

阿部末喜男君

補欠選任

三木 喜夫君

同日

阿部末喜男君

補欠選任

三木 喜夫君

同日

阿部末喜男君

補欠選任

三木 喜夫君

同日

文部省大学学術
局大学課長 大崎 仁君
厚生省環境衛生
局乳肉衛生課長 神林 三男君
農林省農政局参
事官 川田 則雄君
農林省農地局管
理部長 堀川 春彦君
水産庁調査研究
部長 松下 友成君
通商産業省公害
保安局参事官 森口 八郎君
通商産業省化学
工業局化学第二
課長 小幡 八郎君
建設省都市局下
水道部長 久保 勉君

ただいま本委員会において調査中の公害対策並
びに環境保全に関する件、特に、ポリ塩化ビフェ
ニール汚染問題につきまして、去る五日科学技術
振興対策特別委員会から、連合審査会開会の申し
入れがありましたので、これを受諾するに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決定いたしました。

なお、連合審査会開会日時につきましては、両
委員長間で協議の上決定いたしますが、来たる十
三日及び十四日、午前十時三十分から開会の予定
でありますから御了承願います。

○田中委員長 次に、参考人出頭要求に関する件
についておはかりいたします。

公害対策並びに環境保全に関する件、特に、ポ
リ塩化ビフェニール汚染問題調査のため、参考人
の出頭を求め、意見を聴取したいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決定いたしました。

なお、参考人からの意見の聴取は、先ほど決定
いたしました科学技術振興対策特別委員会との連
合審査会において行なうこととし、参考人の人選
及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決定いたしました。

○田中委員長 内閣提出の特殊鳥類の譲渡等の規
制に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。中島源太郎君。

○中島(源)委員 特殊鳥類の譲渡等の規制に関す
る法律案に關しまして質問いたします。

最初に、提案の理由について伺いたいのであり
ますが、鳥獣保護につきましましては、現行法で鳥獣
保護及狩猟ニ関スル法律というのがございます。
それを補足する形の新しい法律であると思いき
まして、別個の新法といたしまして提案されました
理由をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○小澤(太)政府委員 現在の鳥獣保護及狩猟ニ関
スル法律は、御承知のとおり、国内におります野
生鳥獣を対象としております。今回ののは、こ
れまた御承知のとおりアメリカとの渡り鳥の条約
に關連いたしまして制定されるものでございま
すから、その特殊鳥類の中には国内におらな
い、動物園などで生まれた二世、三世で現在野生鳥
獣でないもの、これが対象になるわけでございま
すので、ここでそういう意味で鳥獣保護法の改正で
はなしに別途新しく立法をいたす、こういう考
えに立つておるわけでございます。

○中島(源)委員 そうしますと、いま政務次官か
らおっしゃられましたように、この法律はいわゆる
日米鳥類保護条約のいわゆる実施法である。同
時に現行法を補完する意味での新しい法律である
というふうに考えてよろしいですね。

○小澤(太)政府委員 実施法といえはちよつと適
確に表現できるかどうか存じませんが、この条約
に伴って日本の国内においてなすべき事柄を立法
いたす、こういうことでございます。

○中島(源)委員 自然環境というものがともすれ
ば破壊されがちな今日でありますから、鳥類の保

護の強化がさらにうたわれるということにつきま
しては、まことに時宜を得たものであらうと私は
思います。したがって、この法律に關しまして、
日米鳥類保護条約並びに現行法に言及しながら、
二、三御質問をしたいと思います。

第一条に「絶滅のおそれのある鳥類」と書かれて
ございすが、この「絶滅のおそれのある鳥類」
というのは現在何種類ぐらいございすか。

○首尾木政府委員 今回の法律によりましてとり
あえず私どもが指定を考へておりましたのは、内地
の鳥にして二十一種、それから沖繩が復帰い
たしまして、それに七種が加わりまして二十八種
といふものでございす。さらにアメリカにおけ
る絶滅のおそれのある鳥類といしまして、約四十
六種を想定いたしておりました。

○中島(源)委員 そういたしますと、日本におり
ます鳥の種類といふものは、私が伺つておる範圍
では約四百二十四種類、うち約二〇％が日本固有の
鳥と申しますか、要するに六〇％にあたる二百五十
七種は渡り鳥である。それから二〇％にあたりま
す八十三種類がいわゆる迷鳥でございす。それ
を引きますと八十四種類ぐらゐが日本固有の鳥と
いうことになると思ひますが、うち二十一種類
から二十八種類が絶滅のおそれのある鳥類である
といふことになりまして、日本固有の鳥の三〇％
強は絶滅のおそれがあるという形として認識して
よろしいかと思ひます。これは相當なパーセン
テージであると思ひます。したがって、私は鳥
類の保護といふものはまことに緊急を要する問題
であるといふ認識を新たにするわけでありす。
さて、日米鳥類保護条約の第三条の(b)に人命及
び財産を保護するための例外がうたわれておりま
すが、私どもは、鳥類を全面的に保護してまい
る、これはよくわかるわけでありすが、こゝでうた
われております、たとえば人命をそこなうと目さ
れる場合といふのはどういふ場合か、あるいはど
ういふ鳥をさすのでございすか。

○首尾木政府委員 お答え申し上げます。
人命をそこなうおそれがある場合といましてし

ては、たとえば飛行場等におきまして航空機の離
着陸に際しまして、そこでたとへばトビでござい
ますとかさういふようなものによつて離着陸に事
故を及ぼすおそれがあるといふような場合、ある
いはまた人を襲うタカでありましてさういふた
りやなもので、こゝういふものにつきましてさうい
うおそれがある場合の捕獲といふことが問題になるわ
けでございす。

○中島(源)委員 そうしますと、その場合、鳥その
ものをさすのではなくて、ある環境ある場所にお
ける鳥といふことになりすが、間違ふといけま
せんが、絶滅のおそれがあるタカは保護すべきな
のか、これは要するに人命をそこなうものとして
例外規定に入るのか。それは、鳥そのものを指定
して考へるのかあるいは、繰返ししますが、ある
飛行場のある一定時間に飛んでおる場合、危険が
ないようなトビのようなものでも、場所と時間を
限つた場合には危険がある、さういふふうに考へ
てよろしいのか。

○首尾木政府委員 多くの事例をいたしまして
は、場所とかさういふものとの關係におきまし
て、さういふことが問題になるといふふうに考へ
ております。

○中島(源)委員 それでは、鳥の種類をさして規定
しておるものはありませんか。人命をそこなう鳥と
して種類をあげておるといふことはありませんか。

○首尾木政府委員 それはございせん。

○中島(源)委員 それではもう一つ、財産の保護
に關して念のために伺つておきたいのであります
が、鳥類を保護する場合、たとえばある場所であ
るおそれのある鳥を保護育成したとします。た
とへばの話ですが、タンチョウヅルあるいはトキ
といふようなものですね。ところがその鳥がその
周辺の農作物をついばんだ。農民をいたしまして
は財産をそこなわれる場合は現実にあるうかと思
ひますが、こゝうした場合にその調和はちろんと
られると思ひますが、もし優先するとすればどち
らを優先されるのですか。
同時に、鳥類を保護するために結果的にその周

辺の農家に対して財産の損害を与えた場合に、補
償措置がありますか。

○首尾木政府委員 先生の御質問の件でござい
ますが、これはおそらく絶滅のおそれのある鳥とい
うような場合でございすから、非常に生息数も
少ないわけにございまして、さういふ意味におけ
る若干の被害といふこと、これについては特別
に――その際どちらを優先するかという問題で
ございすが、私どもはいたしましては、その場合
にはむしろ絶滅のおそれのある鳥といふものを保
護することが比較的重要なことだらうといふふ
うに考へております。おそらくケースとしてはさ
ういふ絶滅のおそれのある鳥によつて被害が多く
生ずるといふようなことは考へられない。むしろ
鳥類の被害といふものは、これはたとえばスズメ
でございすとかその他渡り鳥等のものはござい
ますけれども、さういふものについては有害鳥類
駆除といふ形によりまして許可を受けてこれを捕
獲することができるといふような制度がございま
すから、それによつて対処できるといふことにな
るうかと思ひます。

○中島(源)委員 いまお話しの中に有害鳥類とい
うのがございしましたが、「有害鳥類」という字句が
鳥類保護及狩猟ニ關スル法律の第一条にありすが
が、有害鳥類といふものはあるとすればどうい
うのですか。

○首尾木政府委員 これはその鳥自体が有害であ
るといふことでございせんので、農作物とか水
産物でありますとか、さういふものに対して被害
が生ずる場合に、非常に群れをなしてやつてきて
それに被害を生ずるといつたような場合に、その
群れに対して一定数の捕獲を認めるというよ
うなことをいつてゐるわけにございすが、その
鳥自体が有害、この鳥が無害といつたような査定
は、これは一がいにつけられない問題があると思
ひます。

○中島(源)委員 その辺のポイントの調整だと思
ひますが、非常に絶滅のおそれがある、絶滅のお
それのあるくらい少ないものは少なくとも有害鳥

にはなり得ない。しかしそれを非常に保護、育成
して数が多くなつた場合、ほんの一羽が農作物を
つづいてもたいへんな被害を及ぼすだらうけれど
も、その鳥一羽はかわいらしい、非常に人間に対
して豊かなものをもたらすとしても数の問題で、
つまり種類の問題ではなくて、数の問題で有害鳥
にもなるあるいは保護鳥にもなるということだ
らうと思ひますが、そのいわゆるコントロールと申
しますか、これは二、三羽しかいないのと何十
万羽といふことその比較はやさしいと思ひます
が、そのコントロールは簡単に申して地方行政、
たとえば県知事なら県知事がやりになる、ある
いは住民の判断と申しますかつまり要請によつて
出てくる、あるいはこれは全国的なもの、ある
いは今度の法律で、たとえば二国間あるいは多国間
の保護といふものを主にして国がそれを判断され
るのか。念のために伺ひますが、実際にはどうい
う形でそれを行ないますか。

○首尾木政府委員 法律的に申し上げますと、ま
ず絶滅のおそれのある鳥類につきましては、この
法律によりまして環境庁長官が指定をするとい
ふことになりす。その判断の基礎であります
これにつきましては、まず国際的な面からする相
互の情報連絡でありまして、さういふことによ
りまして、具体的に申し上げますと、日米間で
今回渡り鳥条約が締結をされまして、それに基
いて情報の交換をし、また適時に会合を開いてそ
れについての相談をいたします。

それからなおわが国でさういふことも参考としな
がら絶滅のおそれのある鳥を指定するにあたりま
しては、鳥類保護審議会の御意見を聞いて指定を
するといふような手続を考へております。したが
いまして、先生の御質問に對しましては、国全体と
しては絶滅のおそれのある鳥といふのは環境庁長官
が指定をするといふことになるわけにございす。
○中島(源)委員 日本に参ります鳥、日本に住
みます鳥の六〇％は渡り鳥である。たいへんな数で
あります。要するに有害鳥といふ意味はわかりま
した。念のために伺ひますが、渡り鳥その他鳥の

検査については必要を認められるという事例はないかどうか。たとえば鳥からある種の病菌が持ち込まれるあるいは運ばれるということのおそれがあるところを私ども聞いておりません。聞いておりませんが、たとえば鳥獣の中には、獣を入れますと要するにコウモリなどがたとえ狂犬病の媒体になるというようなこともあるように伺っております。鳥類の中でそういった危険はないか。あるいは見た目はかわいらしいですが、そのおそれはありませんか、あるいはそういうおそれのあるようなデータはお持ちではありませんか。

○首尾本政府委員 私どももいたしましては、現在のところそのようなデータを持っておりません。また、そういうことについても詳しい情報を持っておりません。

鳥と病気の問題でございますが、その辺の問題については、実は十分解明されていない問題が多いように承っておりますが、今後の問題だということに考えておりますけれども、さしたたこととこの先生の仰せになりましたような検査ということの必要は具体的なことは考えておらないところでございます。

○中島(源)委員 それは今後ある意味では研究を続けていただく必要がありはしないか。ただ、現在のところそういった危険がないということになれば、渡り鳥を含めまして私どもは率先してこれを保護していく。これは国の方針並びに国民各自が鳥を愛するということ徹底していく必要があるかと思ひます。しかしその一方で、鳥あるいは渡り鳥、特に水鳥などのいわゆる安住の地、生息の地と申しますか、いわゆる水ぎわの干がたでありますから、ここでひなをかんえし、鳥の一家がまたそこから巣立っていく、数少ないそういう干がたがだんだんと減少になっておるのではなからうか。特にわが国の場合にはいわゆる臨海工業都市化の波がますます激しくなりつつある。特に日本の四大干がたと申しますか、東京湾、大阪湾、伊勢湾、有明湾というところなどがほとんどつぶされていつておる。これは私どもも社会生活の中で必要であるかどうかは別といたしまして、この法案を中心に考えた場合、鳥を一生懸命保護するという法案が新たにつくられようとしておりますが、その一方で鳥の生息に最も安らぎの地であるそういった場所が人間の生活のために刻々こわされていく、これについて実際にはどのように処しておられるか。環境庁あるいは地方行政がこれを補つておる場合もあるかと思ひます。これをわざわざ伺うのはどうかと思ひますが、実際に港湾その他建設関係でそういった面をどんどんやっております。その日本の置かれた立地条件から、産業の発展もよろしいが、この鳥のことと関連いたしまして、今後の対処の方針をひとつ伺つておきたい。

○小澤(太)政府委員 御指摘のとおり野鳥の渡り鳥の生息地である干がたがだんだん失われております。現状、まことに遺憾に思ひ残念に思つております。これに対する対策として、鳥獣保護法によつて特別保護区を設定するという方法が一つございまして、それからもう一つは、御承知のとおり海岸地帯は公有水面、大部分そうでございますが、公有水面の埋め立て等につきましましては、これは関係大臣の許可を要することでございます。その際に環境庁長官と協議をするというふうなことをもつて、今後は十分に規制をしてまいりたい、こう思つております。どうもいままでその点が手ぬるくて、だんだん減つていくという現実を見て、私も非常に遺憾に思つておるわけでございまして。

○中島(源)委員 次に、やはり公害基本法によりまして、生活環境の保全というものの、いま私どもは、国をあげておるわけでありまして、言ひながら、進んでおるわけでありまして、言ひながら、鳥というのは人間よりも当然あらゆる面で敏感である、通例といたしましては鳥のほうが人間よりはひよわいと思ひます。そこで、大気が汚染してまいる、あるいは土壌が汚染してまいる、こ

ういった汚染につきましても、鳥類というものは非常に敏感に反応するであろう。ですから逆に言うと、鳥類が安らかに飛んでおるかどうかが、人間の社会生活としてのいい環境かどうかのパロメーターであるというふうな考え方もあると思ひます。しかし、鳥をバロメーターにしてしまふのはあまりにも気の毒だ。したがって、鳥をほんとうに保護したいのであれば、人間の生活する社会環境を保全、改善するのはもちろんであります。鳥が住めるような社会でなければいけません。いのではなからうか。したがって大気汚染、その他の公害基準という場合、現在はいま人間に合わせるのが精一杯であるというのが現状かもしれませんが、本来鳥を、私どもの生活の中に、共通の生活の場を与えていこうということによつて、鳥類をさらに保護するという立場からすると、いわゆる公害規制基準というものの、鳥類まで含めた形で、清らかな公害基準というものを考え、策定していくべきではないのか、これは当然だと思ひますが、現状を踏まえてあわせてその点のお考え方を伺つておきたい。

○小澤(太)政府委員 たいへん示唆に富んだ、かつ微妙な問題を御質問になつたのでございまして、そこで現在の、たゞいま御指摘の公害対策基本法における公害の定義の中で、人間の健康とそれから生活環境に害を及ぼすものと、こうなつておりますが、その生活環境の中には人間の生活に密接な関連のある動植物、こういうことが書いてあります。そこで、さて、その人間の生活に密接な関連のある動植物というものをどうとらえるか、またこの表現が人間中心なんですね、人の健康又は生活環境、ですから、公害基本法で意図しておりますところは、これを狭義に解釈しますならば人間本位のもの、人間に対する被害、こういうものをなくそうというふうなことからいへば、な基準を決定して権力的にこれを遂行していく、こういうこととございまして。そういう意味から、たとえば生物濃縮の過程、プロセスによつて動植物が汚染され、それが濃縮されて人間の健康やひ

いては生活環境に影響を及ぼす、こういうようなことを主としておりますから、狭義に解釈いたしますならば、人間が日常食糧にするというふうなものを対象にするかに見えるわけでありまして。しかし一面、いまお話しのとおり人間も自然の一部であり、メンバーであり、そしてこの地球をグローバルな立場から、輪廻と申しますかエコロジと申しますか、そういうあらゆる動植物を含んでの健全なところの状態を保持することが、それがひいては自然の一部である人間にも大きな影響を持つということに考えますならば、これからもう一歩前進すべきものであらう、そういうところまで理論的には突き進んでいくべきものだと思います。しかし現実はまだそこまで行つておりませんし、遺憾ながら大気汚染、水質あるいは土壌の汚染が野生の鳥類にどのような影響があるかということの調査研究等も、まだきわめて未熟でございまして。したがって、そういうところには排出基準等を合わせるということが現状においてはほとんど不可能でございまして。むしろ、いまおっしゃつたように人間の命を守ろうということに重点が置かれておるわけでございまして。もとより、いま御指摘のように鳥獣の健康というものを人間の健康の指標、バロメーター、メルクマールにするというふうな考え方はこれはいいじゃないか、もっと謙虚に人間が自然に対する考え方を進めていくということになれば、御指摘の点は将来十分に研究に値する、またそういう方向で努力すべきものだ、このように考える次第でございまして、現状はまだそこまで至つておりませんというのを重ねて申し上げます。

○中島(源)委員 政務次官から将来を考えたお考えをお伺いしましたが、私も同感であります。そこで将来でなくて、いま現在のあり方に心を配るわけでありまして、いわゆる公害基準というものの考え方と、同時に、現在地方都市におきましてもいわゆる工業化の波が進んでおる、あるいは市街地再開発の問題も進んでおる、あるいはその中で防災都市、街路がよく見えた目では非常な発

展都市に見えますが、逆に申せば、いわゆる居住地从りから刻々なくなっていく現状である。そのかわり、地方におきましても広域都市圏その他の問題で緑を保存する、あるいは緑地公園、運動公園というようなものが確保はされております。しかし、それは一町村あるいは数町村の中でまとめて何千坪、何万坪もあるような緑地を確保しておるわけでありまして、居住地そのものからは緑がなくなつてきて、坪数では確保できても、それはまとめて確保するあるいは建設していくというような機械化された確保でありますので、居住地の鳥というものはこれではだんだん離れていく。したがって、端的に言うと、われわれの住んでおる家からあるいは町から鳥の姿が刻々消えていってしまう。これは鳥にとつてもまことに気の毒な話であります。また人間の生活環境からいまして、いま新しい青少年諸君が育つていきます。その育ちゆく郷土に鳥の姿もない、鳥の鳴き声もない、これはまことに憂うべきことじゃないか。これは公害基準ではなくて、いま現在進みつつあるものを、いわゆる国民創意の中からあるいは環境庁のお考えの中から、建設その他について示唆に富むアドバイスができるのじゃないか。それで、私の聞いている範囲は、建設省の中でもいわゆる緑土計画というものがあつて、あらゆる道に緑を植えて緑のある道を建設したい、確保したい、こういったものをより強く推し進めることによつて緑を確保すると同時に、鳥の安住の地をもっと広く確保すべきじゃないか。これがいま地方都市の開発の中で何だかそこなわれているのじゃないか。これはますます変えられることでありながら、その一つの指針がはつきりしないためにそこなわけておるとすればまことに残念なことであると思ふ。これは市街地再開発の問題も含めて重要な指針になると思ふので、その点のお考えと、それを具体的にアドバイスできるかどうか、その点私も勉強不足であります。環境庁さんのお考え、それからお立場を伺つておきたい。

○首尾木政府委員 先生の申されました御意見、まことにごもっともな御意見でございます。私ども実は鳥獣保護の観点から、従来そういうたようなことについて特別の考え方でもつて、そういう意見を申し上げるというように欠けておつたわけでございまして、私も、私どもは、生活環境の保全という意味の中には、そういった鳥獣の住むような、鳥獣と人間とがともに接し得るような生活環境をつくり出していくということが重要なことを考えておりますので、今後そういう面から意見を申し上げたいと考えております。これは環境庁設置法の中で、自然保護に關しまして各省に對しましてそういうふうな意見を申し上げる立場にありまして、それを積極的にやつていきたい、かように考えております。

○中島源委員 この際、ひとつ伺つておきたいことがあるのです。たとえば特別保護地域の指定というものがございまして、あるいは国立公園の指定もございまして、これは国有地の場合も民有地の場合も当然そこに含まれてくるわけなんです。国立公園にいたしまして、当然自然環境を破壊してはならないというたてまえがあります。しかし、たとえば国立公園の第一種特別地域に遊歩道の建設が進む。これは言うならば自然に接する機会を一人でも多くしていこうという趣旨からすれば、正しいと思ひます。同時にまた、自然を自然のままに残してまいりたいという気持ちには相反する場合が出てきます。端的にいつて、ある民有地があります。その民有地の中に――これは国有地にならずして、遊歩道計画が入る。遊歩道があれば当然一般の方々がそこを通る。緑のうちはよろしいけれども、秋になつて葉が枯れ出す。ハイキングに来た方がうっかり投げ捨てたたばこによつていつ山火事になるかわからない。そうすると、そこで自然を愛しながらその土地を所有している人は居住しておる方々にとりましても、これは自然の破壊の脅威にさらされる機会がむしろ多くなつてしまふ。ところが、実際には国立公園の指定をし、自然を保護すべきだといふかたわらで、遊歩道を通し、そこを一般に開放していこう、これは

相反するものを一緒にやるのですから、なかなかむずかしいわけでありまして。そこで、一体これについて環境庁さんほどのようにお考えですか。実際にそういうところが現実にとんどんできていきます。そこに住んでおる方、持つておる方も、環境庁さんのお考えをはつきりしておかないと、協力するに非常に迷う場合がある。あるいはそこを観光の主要地にしようかどうかということについて、たいへんな迷ひが出てくる。そこで、この機会にひとつはつきりそのお考えの要点を、念のために聞いておきたいと思ひます。

○首尾木政府委員 自然公園法の運用におきまして自然の保護、それからそれをたえばレクリエーションのために利用するということ。これを両立させていくことは非常に重要な問題であるといふふうに考えております。自然公園の地域内を区分いたしまして、かなり利用を密にできるような地域、それからそうでない地域というものに区分をいたしまして、これを運営しておるというのが実情でございます。仰せになりましたような第一種特別地域というふうなものにつきましては、自然環境の保全ということに非常に力を入れておるところでございます。しかしながら、そういうふうな自然環境として人間が享受していくというこのために、歩道を設けるというふうなことも必要であるといふふうに考えておまして、それは適地にそういうふうな形の歩道を設けるということでございます。何が何でも歩道を全部つくつてしまふというふうな考え方は持っておりませんので、これとやらすい自然のようなどころにはそういうことは避けるといふことをしますし、またある意味ではそういうふうな自然歩道をつくるということも、利用者が乱雑に自然の中に分け入つていかないうことのための一つの規制にもなるという規制の面も持つておるわけでありまして。そういうふうな意味で、自然歩道をつくりまして、その適正な利用ということを考えておるわけでございます。今後ともそういうふうな方針で十分やつ

てまいりたいと思ひます。繰り返して申し上げますけれども、かりにそういうふうな破壊のおそれがあるというふうなものについては、避けていきたいというふうなことを考えておるわけでございます。

○中島源委員 いろいろ伺つてまいりましたが、たいへん幅広い問題でございますし、こういった自然環境の保全あるいは鳥獣の保護というものにつきましては、環境庁さんよりはるかに積極的であつてはかゝるべきだと思ひます。先ほどおっしゃつたようにアドバイスするところではアドバイスする、それから各省に對しても自然環境の保全と住みよい人間社会環境、そういうものには積極的であつてほしいと思ひます。ところがそういう中で鳥獣保護関係の予算というものをみますと、四十七年度は多少ふえました。諸外国に比しましておそろくまだまだおくれとおる実態じゃないかと思ひます。わが国の場合には四十六年度の予算が千六百万円というところで、今度が一億二千万に大幅にふえた。この伸びは確かに大きいのであります。諸外国と比較いたしました場合、わが国は、たとえば予算規模の問題から見てもあるいは行政面での拡充の現状から見てもどの辺に位置しておるか、日本の現状をちよつと伺つておきたい。

○首尾木政府委員 諸外国の場合、予算制度等が異なりますので、その点で十分これを分析して比較をいたすというところまで実は私も資料を整えておりませんが、大観をいたしまして、日本における鳥獣保護関係の予算というものがきわめて少ないということについては御指摘のとおりだと考えております。国のベースでことしは従前に比べましてかなり大きな伸びを示しましたけれども、まだ二億に足りません。それから全国の都道府県でやっております鳥獣保護関係の予算もおおむね十二、三億程度と想定をされるわけでありまして、それらを合算しても鳥獣保護関係の予算というものは十分でない、また機構的にもまだ十分でないというふうなことを考えておるわけでございます。これは西歐諸国でありますとかアメリカ

等と比べまして非常におくれておるといのが、全体の実情であるというふうに考えております。

○中島源委員 最後に、この法律に関連してひとつ伺っておきたいのですが、日米間の条約、これはことしの三月四日に調印されたわけでありす。現状では日米間の渡り鳥といものが百八十九種類、ところが、日ソ間ではたしか約二百五十種を数え、日中間では約二百種を数える。一応日米間には鳥を保護すべき条約ができて、それを推し進めるための法案がいま審議されておるわけでありすが、さらに日中、日ソ、その他諸外国との協定の見直しはかがでしようか。

それと同時に、一緒に伺いますが、日米間の条約以外の二国間あるいは多国間の条約、協定ができた場合に、この法律はそのまま適用できますか。この点をあわせて伺っておきたいと思ひます。

○小澤(太)政府委員 御指摘のとおり、渡り鳥のコースはアメリカと日本だけでございせん。ソ連、中国、また南方から渡ってくるものもございす。それぞれの国々と積極的にこのような条約を結んでいきたい。現在国交のある国はもとよりございすが、国交のない国は政府間の交渉がむずかしいのでありますけれども、そういうところでは、民間ベースでさらにそういう機運に持つていく。お互いの事情を十分わかつていないところもありすから、そういうことで努力してまいりたい。

また、この法律は、そういう条約ができましたらば、それに応じて指定する鳥もふえてまいりましようし、この法律の改正によってこれに対応していける、こう考えております。

○中島(源)委員 私は、国内はもとより、国際的な協定、条約がさらに早く結ばれて、鳥といたしまして、絶滅する鳥その他の鳥を国際間で守つていく、その中心に日本がなつてまいり、また日本の国内の環境そのものを、さらに私どもあるいは環境庁さんの要するに勇氣ある行

政、御発言によつてこれが進められることを心から望みまして、私の質問を終わります。

○田中委員 中島君の質疑は終了いたしました。次に、島本虎三君。

○島本委員 特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案、もとよりこれは渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約、こういうようなものに基づいて国内法としてこれが出されたように思ひます。いまアメリカとの間の両国間の条約に基づいたということとを了承いたしました。他のソ連やその他の国の日本に渡り鳥が入つてくるこれらの国との条約をやらないうで一国だけとやつたというふうな、この発想はどこにあるんですか。

○小澤(太)政府委員 発想と問われますと、ちよつと答えにくいのですが、この種のものが国際会議で多数国間に同時に行なわれるということに望ましいこととございすけれども、現実にはそういう姿でございせん。そのようなことができるところからやつていこう、こういうことでまず第一着手にアメリカと、アメリカは非常に熱意を持つて、わが国も熱意を持つてやつたわけでございます。これで一つの道が開けますし、逐次関係諸国との間をこのような関係で結んでいきたい、こう考えております。

○島本委員 その関係はもうすでにソ連との間にもできてゐるのじやありませんか。丁承を得てゐるのじやありませんか。それを出さないでアメリカのほうだけ先に出しておいだというこの根拠は……。

○小澤(太)政府委員 根拠は何もございせん。アメリカとのこの議が出てから二回にわたつて事前の協議研究をいたしております。非常に多種にわたる鳥類をどのように扱うか、きわめて技術的な問題もたくさんありまして、その結果、結論がようやく出たというところでございすから、そういう端緒がつかまれてから、これからそういう

コースを経て、そういう過程を経て現実になる、こういうことでございまして、別に特別の構想があり、特別の配慮があつたというわけではございせん。

○島本委員 少なくともいま国民に期待されておる環境庁ですから、そういうような端緒もなしに偶発的にこれをやつたんだと思はれるような答弁じやまずい。やはり今後はソ連とも、あらゆる国とやるのだ。渡り鳥が来ていると思はれるところのすべての国と結ぶんだ、とりあえずアメリカなんだ、こういうふうに了承して私は質問したいのですが、その他の国との関係はどういうようにできておりますか。できていないとすると、これからどういふふうに行ないますか。

○小澤(太)政府委員 ちよつと私の答弁を間違えておられると思ひます。端緒もなしに偶然行き当たりばつたりにアメリカと条約を結んだというわけじやございせんから、その点ははっきりしておきます。

それからほかの国とも端緒をつかみながら具体的に進めていくということは、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。

それから先ほどの中島議員にも申し上げたとおり、逐次できる限り関係の国と結んでいきたいという意図を持つてゐるということも、これも申し上げたとおりでございすから、どうぞ誤解のないようになつて願ひます。

○島本委員 誤解のないような答弁を願ひたいのであります。

そうすると、いまこの根拠になる条約は、国会で批准の手続はどうなつておりますか。

○首尾木政府委員 この国会に承認の案件として提出をいたしております。

○島本委員 すると、これは私も承認されようになるのじやないか、こう思ひますけれども、この条約の中には、一条から九条までございまして、そしてこの中では、「この条約は、批准されなければならぬ。」というふうに第九条第一項にはつきり載つておりますから、その趣旨

に基づいてやつておられるだらうということには承でます。

それで、この中の、絶滅のおそれのある鳥としてこれを出されたようであります。そうすると、あとの共同研究の法制化の必要性はないのかどうか。こういうふうな点については今後どういふふうにするのか、これも明らかにしておいた方がいいと思ひます。

○首尾木政府委員 日米渡り鳥条約のおもな内容は、先生の仰せにありましたように、渡り鳥の捕獲規制が第一点でございす。それから絶滅のおそれのある鳥類の保護あるいは輸出入の規制という点がございす。それからさらにこれらの鳥類の生息環境を保全するということが第三点としてございす。そしてそれらの基礎となるべきいろいろの調査研究でありますとかあるいは資料、情報の交換でありますとか、そういったようなことが第四点としてあるわけでございます。

そこで、お話しのように、この法律は、そのうちの絶滅のおそれのある鳥類の保護及び輸出入の規制ということに着目をして法律を立法いたしましたわけでございますが、まず第一点の渡り鳥の捕獲の問題であります。これは現行の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律において措置し得るところと考へております。

第三点の環境保全ということでございすが、これはまだ実は現地のそういうふうな実態につきましまして不明な点も多いわけございまして、今年度予算で研究調査をするというふうなことをやつていきたいというふうに考へております。

それから第四点の情報の交換でありますとか、そういうふうな問題につきましましては、これもことしの予算の中で観測ステーションを設けますとか、バンディングの数をふやしますとか、そういうような措置をいたしております。今後それらの点を強化してまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○島本委員 いろいろございますが、そのうちで、私もはちよつと気の毒な思いもするのであります。せつかく絶滅に瀕している鳥を保護する、こういうようなことで、一応はこういう法律が出されておるわけでありまして、これはよくわかるのです。ところが、PCBによる最近の被害、これを受けているのが鳥なんです。かつてDDTによって被害を受けて、人間がこの問題に対してまだ無関心であつたころもう死んでしまったのも鳥なんです。そして、アメリカとの条約、こういうようなことで、はつきりいまだ日本も国内法を提案するようになりましてけれども、「沈黙の春」という、いわばケネディ大統領の当時、春が来ても鳥が鳴かない、鳴かない鳥ということで沈黙の春、こういうようなことで、DDTによって被害を受けて鳥が死んだ、こういうことで対策をして、現在それぞれ一生懸命やっているわけですが、結局はこれによって守られるのは鳥自身でなくて人間だということじゃありませんか。いまこう見ても、環境に

たら、どこへ行つて生きるのですか。環境の整備をしないので、どこに鳥だけの安楽の地があるのですか。結局鳥が犠牲になつて人間が守られるのです。こういうような環境といふまでのいきさつであるというのをわれわれは自己批判しなければならぬのじゃないかと思うのです。この点はどうでしょう。

○小澤(太)政府委員 全く同感でございます。

○島本委員 いや、全く同感はわかりました。環境を守つていくための施策はこの条約でちゃんと定められておりますが、それをやらないで、瀕死の状態にある鳥だけを守つてやつて、はたしてそれが守つたことにつながるのかどうか。また、この共同の研究というようなら、そういうようなものに対して具体的な行政の実施があるはずであります。こういうようなことをやらないで、ただ助ける、助けるじゃ、これはやはり私どもとしては、名前も立法だけでも実質はないのじゃないか、逆に言つて、鳥を犠牲にして人間が自分の生命をつなぎとめていく実態じゃないか、この法律はまさにそういう意義があるのじゃないか、これを自己批判すべきだ、こういうふうに言っているのです。いまのPCBの問題でも、いろいろすでに一万PPMをこえるようなものが脂肪の中に検出されて死んでいる鳥を東京湾あるいは千葉県で発見しているのです。DDTによつてもうすでに鳥が死んで、これでアメリカではよくこの条約が発想される一つの根拠になつたわけですよ。そういうような点から見ると、環境の浄化に関するこの点を法制化して、もっと積極的にやるのですね、これはまさに画竜点睛を欠く、こういうようなことなんです。そのとおりだと言ふならば、環境浄化に関する法律、共同研究に関する法制化、これはどうするのですか。この点について具体的なお考えを伺つておきたい、こう思うわけがあります。

○小澤(太)政府委員 全く同感でございます、ま同感と申し上げたのは、このような約束をし、ま

た国内法でそういう規制をいたしても、これを具体化するところの施策が続いて行なわれなければならぬという御指摘でございますから、その意味で同感でございます。

これは関連しまして、直接御質問につながるかどうかは存じませんが、自然環境保全に関する法律を出したいと思ひまして、現在関係各省間の調整をいたしておる次第でございます。それともう一つは、鳥獣保護の法律の運用をさらに十分にいたしまして、一般的に野生鳥獣の保護を強化してまいりたい、そういうような考えに加えて、ただいま御指摘の絶滅に瀕している鳥については、科学的にも、また環境と申しましても、広い意味の環境というよりもその地域の環境の整備というようなこともいろいろございまして、これはもつと掘り下げて、何とかして絶滅を防ぎあるいは積極的に増殖をはかるという施策を伴つていくこと、これがわれわれのやるべき事柄でございます。それから、そういう意味において同感でございます。すし、その御趣旨に沿つておられもこれからさらに力を入れてまいりたい、こう思つておるような次第でございます。

○島本委員 そうすると、絶滅の危機に瀕している鳥の輸出入の規制二十一種類、トキ、そういうようなのが十一羽程度、それからタンチョウヅルが数千羽か数万羽かいるのでしよう。こういうようなことはそれでわかりましたが、獣のほうもこれは入るのですか。「鳥類」ですが、獣のほうの野犬、野猫、こういうのは保護の対象になつてゐるのですか。トラはどうですか。

○首尾木政府委員 今回の法律は、さしあたって日米間で結ばれた鳥類の保護ということの国際的な協力という意味で、これは特に鳥類、渡り鳥ということが中心になりまして条約が結ばれたわけでございます。もちろん絶滅に瀕する鳥のほかに絶滅に瀕する獣類があることも事実でございますが、わが国の場合獣類というものはごく限られておりまして、絶滅のおそれある獣類といひますか、もはや絶滅したに近い状態の獣類として

カワウソというものが一種類ある程度でございます。現在、現在のところこの法律はそこまですんでいかなければならないと。これは今後の検討問題というふうに考えております。

それから野犬、野猫でございますか、これは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の対象になつております。

それからトラでございますけれども、これは、わが国には現在トラはおりませんので……

○島本委員 そうすると、野犬それから野猫、これは保護の対象になつてゐる、こういうことですね。そうだとすると、これはちよつといまいろいろございましてけれども、これはどういふようなことですか。次官のほうから、自然環境保全法の中にいろいろ新しい構想を盛り込んで考えている最中だ、こういうようなことのようにあります。が、この自然環境保全法というものは、これはもう当初の原案とおりの出せるのですか。

○小澤(太)政府委員 原案と申されました、まだ政府の原案はいまから、つくりつつある途中でございます。それから、できれば政府の原案がまとまればそのとおりに出したい、こう思つておるわけでございます。

○島本委員 この中にいろいろと鳥獣保護法なんかも全部入れて、そして自然公園法、これも含めて、そして大きく、自然環境保護という意味においてこれは考えておるといふような当時の発想があつたわけでありまして、それより後退しておりますか、前進しておりますか。

○小澤(太)政府委員 いませつ々しく関係各省間でよりよき法律をつくらうとして努力しておるような状態でございます。ここちよつと申し上げかねる。お許しくださいと思ひます。

(委員長退席、始末委員長代理着席)

○島本委員 じゃ許しておきますよう。

この中でちよつと私に聞いておきたいことがあります。鳥獣保護というために保護区がそれぞれ定められておるようであります。琵琶湖一帯は鳥獣保護区の指定を受けて、狩猟を全面禁止をし

ておる、こういうようなことになっております。

今度奈良県では大和平野一帯一万ヘクタールを銃猟禁止区域とすることに指定し、環境庁あたりでもこの点については合意してきめるようになると思っております。この鳥獣保護区というのと銃猟禁止区域というものは、何か見ると、両方ともこれは区域に指定されておるようですが、銃猟禁止区域というのは銃でとらなければ何をともいいたという場所には、これは環境庁はオーケー出したのです。それから琵琶湖一帯は鳥獣保護区域ですから、とってはならない。同じ場所でも銃でとらなければ手でもとつてもいいんだとか網でもとつてもいいんだとか、こういうことならばいいが銃でとつてはいかぬのだ、こういうような地域はたくさんあるんです。同じ保護区でも保護のしかたによって違ふように思いますが、この奈良県の関係と滋賀県の関係と、同じ保護区域ですが違ふようですが、これを解明してもらいたいと思っております。

○首尾木政府委員 御案内のように、銃猟禁止区域は、主としてその目的が人身事故でありますとか、そういうような銃による事故の防止といったような観点を中心にして、設定をいたしております。これは人口稠密地域でありますとか、そういうようなところに銃猟禁止区域を設けております。それからさらに鳥獣保護区でございますが、これは積極的にその鳥獣を保護するといったような意味で、その中にいろいろな給餌施設をつくりまわすとか、給餌のための巣箱を設けるとか、そういうようなことに関係をいたしまして設定をいたしておるわけでございますから、鳥獣保護区をいたしましては、そういう意味では進んだ区域であるというふうに考えていただければけっこうでございます。

○鳥本委員 念のためですが、銃猟禁止区域は銃でなければとつてもいいんですか。

○首尾木政府委員 そのとおりでございます。

〔始末委員代理出席、委員長着席〕

○鳥本委員 いろいろあるものですね。これはあ

なたのほうもそれを許可したようですが、そうだとすると、琵琶湖一帯鳥獣保護区の指定を受けて狩猟が全面禁止ですから、これは全面禁止ですからわかる。これはもう考え方によつては、先ほど言ったとおりです。政府のほうでは鉄砲によつて鳥類を殺すことは禁止するけれども、汚染物質によつて鳥類を死傷することに對しては何ら手を加えない。これではしり抜けになるんじゃないか、こう思うのです。これは行政の一つの盲点になるんじゃないか、こう思いますが、この点等についてはどうなんでしょうか。同じその場所では地上に三万PPMをこえるようなPCBの蓄積された土壌が発見されておる。一メートル掘ってもなお一萬PPM、こういうようなものが検出される。こういうようなのをそのままにしておいて今度はそれを直接受けるのはまず魚であり、同時に鳥類です。これは脂肪にたまりまゝから、直接濃縮もされます。魚の場合それを食べると当然人間のほうにも被害を受ける。鳥の場合にはそのまま死んでくれるからわれわれのほうでは他山の石として、今後もそれあたりに対して注意することもできるわけですが、同時にこういうようなことも考へてやるのではありませんか、これはもう鳥に對してもすまないのではないか、こういうふうに思ふのです。たとえば琵琶湖一帯に限っても、狩猟は禁止してもこういうような汚染物質による死傷に對しては野放しなんです。こういうようなことに對しては環境庁は指揮命令権とは申しませんが、調整権はないのですか。それともまたこういうような方面に對しては、自治省なり、建設省なり、厚生省なり、――公共下水道、これもなくて、たれ流しのように聞いております。同時に尿尿関係の処理も、ほとんど二万程度しかなくて、それもあの湖内へたれ流しのように伺つております。鳥はまだしも魚のほうにまで重大な影響を与えておるようでありまして、公共下水道、それから流域下水道、尿尿処理施設、こういうようなものに対しては、なぜあの辺だけは自然のままにしておいて、逆に鳥類に害を及ぼすのでしょうか。同時に

その周辺の工場はたくさんございます。たくさんございまして、どうしてもあの辺にはPCBをはじめとして、その他幾多の鳥類に害を及ぼすような、そういうような状態をそのままにしてございまして、これに對して環境庁は黙っているからのです。調整権はないのですか。これに對して農林省あたりでも黙つておつていいんですか。それから建設省関係でも、こういうようなことに對しての行政指導はないんですか。この点一括してつとお知らせ願いたいと思ひます。

○小澤（大）政府委員 PCBの問題は、これもとよりいま御指摘の鳥類にももちろん直接影響がありまゝですが、さらに人間の健康被害に重大な問題がございまして、公害対策基本法による公害として処理をしなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでございます。これに對しましては、環境庁がその法律に基づいた権限に基づきまして、関係各省との調整のもとに基準をきめ、これに對する規制を行なう、こういう筋合いでございます。鳥獣保護のたてまえというよりも、むしろ公害対策そのもののずばりの問題でございますから、そういうふうな理解していただきたい。そのことが反射的にやはり鳥獣の保護にもなるというこゝではございまして。

○鳥本委員 小澤政務次官、私どもがいまいろいろ言つてゐるのは、先ほど二回ほど言つたように、まづ先にまず環境を保全しておかないと、いかに法律をつくつても、まづ先に、人間より先に害を受けるのは鳥類である。ほんとうの意味の瀕死の状態にあるものを助けないがら、もう逆に環境の汚染はそれ以外のものを殺しているんだ。したがつて、環境の保全と環境を浄化することがあわせてこれを行なわなければならぬ一つの施策だ、こういうような考へに基づいて、いまそれから抜けておる問題について聞いておるんです。その基本的な発想は先ほどそのとおりだといふからわかつてゐるんでしよう。琵琶湖一帯が鳥獣保護区域の指定を受けて狩猟は全面禁止になっておりますが、環境の浄化は意外にもこの辺

は手おくれになつておりますが、あの辺の公共下水道がないのはどういふわけか。流域下水道がないのはどういふわけか。尿尿処理機関がたの二万人を単位にしたものしかないのはどういふわけか。そしていままでPCBを、あれはコンデンサー会社がやのままだ百メートル下がつたところにもそのまま流しておいて、そしてそれをあえて指導もしなかつた理由はどうか。環境浄化のために、鳥を今後犠牲にしないためにも、この対策を聞いておるわけですか。したがつて、通産省、それから水産庁、建設省……。

○森口説明員 お答え申し上げます。PCBの問題につきましては、その蓄積性について近時非常に大きな問題になっております。当省といたしましては、開放系のPCBにつきましては御存じのとおり昨年一ぱいをもつて全部その使用を中止したところでございまして、三月には、回収のできないPCBにつきましては閉鎖系のものといへどもこれは使用してはいけないというように方針を打ち出して、各電気機器メーカー等の団体について強力に指導をしておるところであります。したがつて、PCBのこれ以上の汚染は避けられるというふうな見通しをございまして、これ以上PCBによつて国土もよござないというふうな考へ方で強く問題を進めてまいりたいというふうに考へております。

なお御指摘を受けました琵琶湖周辺のPCB汚染の問題につきましては、日本コンデンサーから流出いたしましたPCBが沈んで池等に多量に滞留いたしておるというふうな事実が指摘されております。滋賀県当局におきましても琵琶湖周辺のPCBに關係のあります会社、コンデンサー工場二社、熱媒体使用工場四社等について嚴重にその改善について指導をされておりますが、最大のPCB使用メーカーでございます日本コンデンサーは、PCBの使用を中止するというふうな意向を表明いたしておりますので、問題はよござました環境をどういふふうにするかというふうな問題にかかつておりました、日本コンデンサーのPC

Bが汚染しましたため池等につきましては、会社側のほうでは買い取りの上、できますればその池自体をコンクリートで被覆するとか、適当な方法でPCBが外に漏れを出さないような形で処理をいたしたいというような考え方を述べております。PCB問題につきましては通産省の基本方針は冒頭申し上げましたとおりでございますが、その汚染の実態が明らかになっていくにつれて、われわれのほうでもますますその対策の強化の必要に迫られておまして、当方の指導力の及ぶ限りPCBのこれ以上の汚染を上げないというように考え方を仕事をしてまいりたいというように考えております。

○松下説明員 先生が御指摘されました点につきまして、水産庁といたしましては非常にこれは困った事態であるということを感じている次第でございます。

水産庁といたしましては、現在関係の研究機関、それから関係の府県の水産試験場の協力を得まして、幾つかのモデル水域につきまして魚介類の経路の究明、それから魚介類類におきましてPCB物質の蓄積、濃縮、排せつ、そういった汚染機構の解明のための調査研究を現在実施中でございます。その結果を待ちまして関係各省庁とも協議いたしまして、できる限りすみやかにこの事態解決をはかりたいというように考えている次第でございます。

○久保説明員 琵琶湖地区に対する下水道のたれ流し問題、あるいはあの地域に公共下水道が設備されておられないとか、こういう問題かと思っておりますが、これにつきましては御指摘のように現状では大津市のごく一部に公共下水道の設備が整えられておられるだけでございます。しかしながら琵琶湖全体の問題は、これは全域を対象にして、どういうような下水道整備計画を立てるべきか、こういう観点から、昭和四十四年度に全域の調査をいたしまして、全域を四つのブロックに分けて流域下水道を整備するのが適当である、こういう結

論を得ましたので、昭和四十六年度から特に緊急に対処すべき南湖地域を対象にいたしまして、すでに流域下水道を開始いたしております。今度の下水道整備五カ年計画の中で、特に琵琶湖地区の下水道整備に重点を置いていく予定にしておるところでございます。それに伴いまして流域下水道に関連する関連公共下水道を整備することによりまして、あの地域の水質保全をはかり、環境基準の達成に対応していく施策をいたしたい、かように考えているところでございます。

○島本委員 それはよくわかっております。ただ通産省もこの事態を重く見て今後指導を強化するというのが、いままでは、事態がわかるまではこういうふうにはつちやらかしておいたということでは、指導がこれによつたからこのままなのか、それともこれ以上指導をしていくのにそれに従わないでこうなっているのがわからなくてほつちやらかしておいたのが、いまわかつたからこれをやるのだ、これはわかつたのですか、いままではわからなかつたのですか。

と同時に、建設省では、これからの計画はわかりましたが、もうすでにあつた観光地帯、ことに世界で第三番目といわれる、また学術的にも貴重な湖、琵琶湖です。この琵琶湖に対して、これからはやむを得ない、これはやはりどうもぐあいが悪いんじゃないか。これからやるのはわかつた。いままでなぜやらなかつたか。ほかのほうではほとんど終わつて、また、もう実施中のものでしよう。あそこだけ大津で二万人単位の屎尿処理施設があるだけで、あとはない環境下では、ほとんどこれはたれ流しじゃないですか。こういうのを放置しておいたのでは環境が悪くなるのはあたりまえだ。これも行政の手おくれである。これではもう環境の整備に対して、この条約にあるそのままだ十分やつておられない、こういうふうになるわけでありまして、この点はまことに私も残念だ、こう言わざるを得ないのであります。これに対しては答弁は要りません。どうせもう言つたつてこれ

以上出てこないでしよう。

ただ八月から十月にかけて東京湾、千葉、埼玉の野田、こういうような方面を調査した結果、埼玉の野田の鷺山でとれたコサギから最高一万六千PPM、これだけのPCBが発見された。これはすでに使用しているものに対して手も足も出ないという状態だ、こういうような状態なんでありまして、結局は長期間にわたつて鳥類が回収役をつとめることになるわけなんでありまして、まさにわれわれはこういうような犠牲者を手厚く葬らなければならぬ。ようやくそれによつて人間が対策を講ずるのだ。先に犠牲を受けてくれるのが鳥類なんだから、いまして東京でもこういうような状態です。そしてコサギの胸の筋肉の脂肪の中から最高一万六千PPMのPCBが発見された。サギの集団繁殖地として有名な埼玉県浦和市の野田の鷺山でこういうような状態です。動けないサギが昨年六月に救われたと思つたら死んでしまった、こういうようなさああるわけです。絶滅に瀕している鳥類、渡り鳥であつた。なかつた、国内の環境の整備をやらなかつた。なかつた、ほとんどのそれはままと遊ばないにやつてしまふのです。現実のほうはよほどきびしいのであります。江戸川河口の千葉県側にあつた死体のコサギから二一〇から七二〇PPM検出されております。東京湾上のウミネコ、こういうようなところからは、脂肪から八八〇PPM、これだけ検出されている。日本の汚染は世界最悪だ、こうささいいわれておるわけでありまして、まずこの辺を徹底的に直すことも、絶滅に瀕している鳥類を救うということと合わせて一番大事なんです。これは環境庁も、いま出した法律は悪い法律じゃありませんから、いいのですから、むしろそれに錦上添花を添えて、画竜点睛を欠くことのないように、環境の整備について、これも条約の中にありますから、これをまず先にやるべきことを、私は心から提言しておきたい、こういうふう

○小澤(太)政府委員 全く同感であります。野鳥が人間の健康被害をいち早く教えるという意味で、いたましい犠牲を受けている。この姿はわれわれとしてもほんとうに考えなければならぬことだと思ひます。よけいなことだと思ひますけれども、スウェーデンにおいて環境保全を非常に真剣に取り上げました最初は、あの湖で水鳥が水銀によつて死んでおつたという事実を発見して、これは重大な問題だということから発足したように聞いております。そのように人間の健康被害に対して、まずもつてみずから犠牲になっておるといふこの野鳥に対して、われわれは十分に環境の整備等を考えなければならぬが、先ほど申しましたように、これは結局は公害対策の基本の問題でございます。私どもは現在の法律を十分に活用することによつて、環境庁としての職責を全うしてまいりたい、このような決意を持っておるわけでございます。

○島本委員 PCBのひびき、これはもう人体実験の前に鳥が受けた、こういうようなこともよくわれわれとしては今後の対策として、努力に感謝しながら、今後こんなことのないように十分対策を講じなければならぬのですけれども、あまりにもひどい。自然界で濃縮されて人間の体内に侵入するこの連鎖を断ち切らなければならぬために、鳥と人間を守るためにも、PCBの規制の徹底をはからなければならぬ。それと同時に、日本での人間の許容基準、こういうようなものもはっきり設定すべきだと思ひます。この点について厚生省ではっきり基準ができておりますか。

○神林説明員 お答え申し上げます。厚生省といたしましては、四十六年度に科学技術庁の特別研究促進調整費をいただきまして、まず分析そのもの、これはものさしの問題でございますが、ものさしがいろいろございまして、ものですから、その分析研究班というものをつくりまして、一応標準分析法というものを作成しました。さらに、先生が先ほどから申されております乳肉

食品であるとか、あるいは魚介類、そういうものの
の実態の調査をいまやっておる最中でございまし
て、特に魚介類につきましては、ただいま水産庁
の担当になっておるわけでございませう。それから
さらに、いま問題になっておるのは急性毒性より
もやはり慢性毒性の問題でございませうから、慢性
研究班を組織しまして、慢性毒性の研究をいま続
行中でございませう。さらに今後、先生御指摘にな
りました、日本はまだ食品に対する基準という
ようなものは設定されておられませんけれども、こ
れはいろいろこうした実態調査の結果、あるいは
毒性研究の結果というふうなものと相まちまし
て、食品衛生調査会等の専門家の御意見を聞い
て、私たちが至急つくっていきたいというふう
に考えております。

ではかつてきてもいい、こういうふう
に思います。
○神林説明員　そういう数字は一切ございませ
ん。

○島本委員　確かに私見たのですから、ないかど
うか、局長にはかつてきて、ないというなら了解
します。もしあったらあなた立場上困るから、
行って相談してきてくれというのです。私見たの
ですから、あるかないか局長と相談していらっ
しゃいというのです。

○田中委員長　ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○田中委員長　速記を始めてください。

○島本委員　同時に、使用済みの核燃料の再処理
工場の建設について、科学技術庁がすでにOKを
出しておたという問題で、これも少しからんで
くるようであります。東海村のあの辺は、魚介類
への影響について、本格的な海洋調査が行なわれ
ていないこと、それとクリプトン八五の大気汚染
について、健康に影響なしとの保障はないとい
うこと、こうなればまたその辺の鳥類にも重大な影
響が来るということになります。また鳥類を犠牲
にして人間が対策を講ずるということにもなるの
であります。絶滅に瀕した鳥類を救うというよう
な、こういう法律のたてまえ上、やはりこの点等
も重要じゃないかと思うのですが、この排出物に
ついて、長官は海中へ投げるということを初めて
して検討中だ、科学技術庁長官もそう言ってお
ります。そうなりますと、これは海の問題も当然出
てくる。また陸のほうにおいてこれを処理する
ことになる、当然人間とともに鳥類に影響があ
るのかないのか、この辺の検討も当然重要にな
ってくるわけでありまして、この辺についてはど
ういうふうになっておりましたか、科学技術庁並
びに水産庁。

○成田政府委員　東海村地区におきます再処理工
場は去年から建設に着手しておりますが、あの周
辺の海洋調査は、これはまだ稼働前でございます
が、十分に調査をやつて、そして稼働後の影響も

十分調査するたてまえになっております。
それからクリプトン八五につきましては、いろ
いろ安全審査会で検討をやつて、世界の基準の十
数分の一を下回るといふ実証的な検討を行なつた
上で許可になっております。

それから原子力発電所からの廃棄物の処理、処
分につきましては、先生は海洋投棄するのだとい
う長官の御答弁があったと言われておりますが、
海洋投棄するか、陸上で埋没するか、いろいろな
方法がありますが、これについてはまだ確定的な
きまつたことはないであります。現在では発電所
の構内で貯蔵して、放射能が出ないように非常
にかたい密封処理方法等をとつて問題のないよう
に貯蔵しております。海洋投棄するかどうかは、
今後十分学問的な研究開発をやつた上で処理する
ということになっております。アメリカ、ヨー
ロッパ諸国も、発電所から出ますところの低レ
ベルの廃棄物をどうするかというの、世界的にま
だ確定しておらないのであります。国際会議等
においても世界各国の専門家が集まってこれから
慎重に検討するということになっておりました。
現在のところは発電所の構内で問題のないように
貯蔵するということをとつております。

○松下説明員　水産庁といたしまして、東海村
沖合の周辺におきますいわゆる天然海水中のバク
テリウム調査を含めまして現在調査を続行中
でございます。その結果については現在まだ公表
できる段階になっておりません。

○島本委員　この原子力問題についてここで徹
底的にやるのではないのです。これはいづれ日を改
めて、いまの局長の答弁、また前からのいきさつ
をもつて堂々とこの問題に対してはやりま
すから、ただ、いま言っているのは、わからないた
めに、現状においては人間とともに鳥類に影響を
与えるようなことがないかあるかということを開
いておるのです。その調査の結果に対しては、まだ
クリプトン八五の大気汚染については健康被害な
しとの保障はないのだ、こういうようなことにな
つていきますから、これはまた鳥類にも影響があ

るのじやないか、魚にも当然いくのじやないか、
この点に限って聞いておるわけですから、そのほ
かのことについては日を改めてやりますから。皆
さんがおそらくもう業界と一緒になつてこれはと
んでもないような危険なことをしておるといふよ
うなこともあえて言わなければならぬというこ
とになるかもしれないが、きょうはこれでやめて
おきます。これでやめたというのには了解したとい
う意味じやありません。鳥類保護のために万全
を尽くせということですから、そのためにきょう
はこれで打ち切つておきます。

それと同時に、通産省の方もおりますけれど
も、琵琶湖の周辺というところで、私どもも十分注
意してまいりましたが、あの周辺は開発し尽くさ
れておつて、これからあらためて開発することに
よつてとんでもないことにもなるおそれもあるよ
うな要素もございませうけれども、逆に知らない
面、カドミウムと銅と鉛、亜鉛、これが琵琶湖
のいわば北湖、この方面の湖底にたくさん存在し
ているのがわかり、調査したところが、旧土倉
山の銅、亜鉛、カドミウムがいまだにたれ流しに
なつておるのだということをわれわれに
おつたのですか、知つておらなかつたのですか。

○森口説明員　お答えいたします。
私、直接の担任ではないので、ちよつといま手
元にデータも持つておりませんし、明確なお答え
はできない状況でございます。後日取り調べて先
生に御報告申し上げたいと思ひます。

○島本委員　これはもう重大なことであつて、あ
の湖はきれいだというところになつておるはずだ
が、きれいなはずの底質の中に、意外に銅、亜
鉛、カドミウム、こういうようなものが発見され
て、これはもう廃鉱の処置が十分でなかつたとい
うようなことをいまいわれているのです。これも
また、あとから重金属であるところのコバルトや
銅、鉛、亜鉛、カドミウム、クロム、ニッケル、
アンチモンその他のこういうようなものもあるよ
うであります。そのままにしておいたらまたとん

第二類第五号　公害対策並びに環境保全特別委員会議録第九号　昭和四十七年四月七日

九

でもないことになりましたから、われわれはついでにこういふような問題も——せっかくあの場所には禁猟地域に指定されて鳥類を保護する場所になっている、その辺がこのようによごれている、そうしてその辺にすんでいる魚を食べる、その魚そのものも汚染されているのを人間が知らない、こういうようなことであつては困りますので、この土倉鉾山のたれ流しの問題については十分調査して、あとからこれを報告してもらいたい、このことを強く要請しておきますが、この点はよろしゅうございいますか。

○森口説明員 調査して御報告申し上げたいと思います。

○島本委員 ついでに、これはいろいろ考えられてゐる琵琶湖のその辺の対策でありますけれども、水位が下がるような計画もあるように聞いております。もし、あの水位を下げることによつてヨシやアシや微生物、こういうような浄化の役割りを果たすものが生息できなくなる、そうになると、結局はもう琵琶湖そのものもまた汚染の湖になつてしまふおそれがあるわけでもありますけれども、環境庁の水質保全局長としては、もしいまの開発計画を進めれば、一・五メートル水位を下げるとほとんど三千年後のこういうような状態が現出される、こういうような事態から、学者その他の人は憂慮しておりますが、この環境保全のための、せつかくあの辺が指定されておりますが、あわせてこの対策等について十分知っておられるか、知っておられるならば、どのようにして調整権を発動なすっておられるか、その辺をお伺いしておきたいと思ひます。

○岡安政府委員 琵琶湖開発につきましては、現在いろいろな法律も御審議願うことになっておりますし、それに基づきまして計画を立案中でございます。考え方によりまして、大体琵琶湖から毎秒四十トン程度の利水をいたしたいということで計画がなされておりますが、その計画によりまして、これは試算でございまして、そういうふうな利水目的のために琵琶湖を利用いたしました。

でも、従来からの周辺の流入状況その他を勘案いたしましたすと、過去の状況にこれを当てはめた場合、過去四十七年間に新しい利水の状態を想定し、まして換算をいたしますと、琵琶湖の水位が四メートル以下に低下するというのは、おそらく四十七年間に九回ぐらゐの割合で発生するのではあるまいかというぐらゐが想定をされております。その場合にはなぎさ線はほとんど移動はないであらうというふうな考えられております。異常な一・五メートル以下に低下するということも想定をされておりますが、これは三回ぐらゐあるかもしれない

ない。その場合、なぎさ線の移動は、平均いたし
まして大体二十メートルから三十メートルぐらい

というふうにこれも考えられております。私どもはそういうようなことによりまして、琵琶湖の汚染が進行するということは極力避けなければならぬわけでございまして、ごく最近琵琶湖の環境基準を設定いたしまして、北湖につきましては湖沼としては最大のAクラスということに指定をいたしましたし、南湖につきましても将来Aに持っていく、暫定的にはAクラスということで指定をいたしております。私どもは、琵琶湖の開発によりましてこの環境基準が守れるように、そういうことを関係各省にもすでに申しておりますし、今後とも環境を十分にいたしまして、そういうような環境を維持されるような形におきまして水の利用その他が行なわれるようにということを私どもは注意してまいりたい、かように考えております。

○田中委員長　島本君、ちよつと待つてくださ
い。神林厚生省乳肉衛生課長から先ほどの件につ
いて発言を求められておりますので、これを許し
ます。

○神林説明員 局長と連絡をとりましたのです
が、そういう事実はありませんということであ
りました。

○島本委員　まことに残念であります。これほどまで被害が及んでいるのに、その許容量はどれほどが認められるのか、そういうようなことも全然

わからぬ厚生省なんというのはあきれ返つても
の言えない。すぐにでももう全知識を導入し
て、こういうようなものを予備的でもいい、前
もつてでもいい、それにびつたりなくともいい、前
い、この辺まで危険だ、こういうようなものくら
いはやはり樹立しなければならぬはずだと思
うのです。それもないようであります、私がある
と思つていたのは厚生省に対する過信でありまし
た。これはまことに申しわけない。まことに申し
わけないというよりがっかりしたのです。こう
で被害が出ているのに、まだ許容度もわからな

い、許容限度もない、こんなことで国民の健康の指導ができますか。局長を連れていらっしやい、

終わるまでの間にもう一回……。そこだけかっ
てもしようがありませんから、それは残念だと
言っておきます。

いまこれは岡安水質保全局長、あなたもせっか
くあれをA Aに指定したのでから、それが汚染
されることのないようにもつと調べないとい
いけませんよ。この点は環境庁も少し勉強のそ
しりを免れない。一・五メートル下げても何で
ない、心配はないのだ、こういうふうに言うの
は、私は環境庁から聞くと思わなかった、通産省
か建設省から聞くと思つたのです。だけれども、
あなたがそういうふうな考えだとするならばこれ
はとんでもないことになりますから、もつともつ
とこの点は考えて善処されるようにしなければな
りません。ただあなたは何と言つても、あれは專
断的に言う冬と夏、この密度によつて、冬の堤

合にはあの南湖というのですか細長い小さいほうです、あの辺は汚染のきわみですから、限度までいつていますから、それはもう北湖、北のほうのきれいな水のほうにいいのだとあなたは考え

ておられるようです。しかしあれはもう密度流
 こういうようなことばを使っておりますけれど
 も、冬の場合は南湖の温度が下がるので湖底を伝

わって北湖へ流れていくのです。冬はこのようにいつでも交流しているそうじゃありませんか。それと同時に内部静振というのですか、夏それが生

た反対に交流するそうじゃありませんか。これは年じゅう表面の風その他によって移動もある。したがってもう流域下水道をすぐにもつけてもらわなければ、この汚染の防止にはならないということもはっきり言われておるのです。ですから、これまでもたないのです。言われていてもないのです。A A、A A、これも何にもないのです。まして一・五メートル下げたならば三千年間の急ピッチをもって汚染するのです。環境庁がそういうふうな考えだったら、もう一回急いでこの点はすぐ検討すべきことを私は要請したいと思います。もう

少しあの辺では急にやって、シジミさえも変化を起こしております。いま世界でも有名なシジミで

すね。これさえもほとんどなくなってきた。これはとり過ぎもあるけれども、これはもうやはり水質汚濁のせいもある、こういうようなことであります。そのほかにまた通産省のほうがさっき言うとおりに、廢鉦を含めて、いままでも工業排水が無限にこれまた流れ込んでゐる。A A A なんていつたつてこれは保たれません。生物学的に見ても、この点なんかいまや瀕死の状態なんです。環境庁の水質局長、この水草まで枯れてしまった場合にはどうにもできなくなるし、その中に住む魚の質までもうすでに変わってきている。もういままであらわれている。それなのに、もつと水位を下げてもいいんだという考えは、もつともつと學術的にも實際的にもよく検討しておいてほしい。これは重大です。しかしいまあなたが言つたことは、ほとんどしろうとの考えだ。それが環境庁の局長

の言としたら、品位を欠く思いです。もう一回答弁を承ります。

○岡安政府委員 私申し上げましたのは、もう一回申し上げても、一メートル程度の水位

の低下ではなぎさ線に影響がないということを申し上げたわけでございまして、一・五メートル程度まで下がりますと、なぎさ線が二、三メートル移動するということは申し上げたわけでございます。そういったしますと、先生おっしゃるとおり、やはり湖水に影響はあるだろうというふうに考

ております。私どもは、先ほど対策を申し上げま
せんでしたけれども、このような利水をする場合
には、当然やはりA AなりAという水質を維持す
るために、汚水の排水につきましてはさらにきび
しい規則を同時に、たびたび御指摘ござい
ましたとおり、下水道の整備その他の措置は当然
とらなければならぬというふうに実は考えてお
ります。

さらに琵琶湖につきましては、そういう濁りの
ほかに富栄養化という問題がございます。もちろ
ん北湖につきましては、まだ富栄養化の段階とは
必ずしも言えない段階でございますけれども、南
湖につきましてはもはや富栄養化の入り口に到達
したというふうにいわざるを得ないような状態に
ございますので、私どもは今年度予算をお願いい
たしまして、富栄養化につきましての実態の調
査、さらに対策につきましても緊急に手を打つと
いうことを講じているわけでございます。私ども
やはりこの美しい琵琶湖の水をこのまま守るとい
うことで、あらゆる手を講ずることは当然考えて
いかなければならないというふうに考えている次
第でございます。

○島本委員 そのとおりであります。富栄養化の
問題なんかも、いまもう刻々として一時間ごとに
変わっている状態である。こういうのは急速度で
進む。これは環境庁の指定したA A Aに属する場
所だということにおいては、これはもうすでに侵
されつつあるのだから、すぐ全面的にこれに対す
る対策を講じなければならぬ。それにしてみても、
どうしてもあの辺に治山治水の原則を踏みに
じったいろいろな状態がそのまま認められていて
ようなんですけれども、治山治水ということとは
まったく考えてやらぬといけなはずのものじゃ
ありませんか。自然の環境そのものを破壊してし
まっては何をやってもらえぬのでありまして、い
ままでいろいろ申しましたけれども、湖岸及び湖
底を含めた清掃、整地の事業、またこういうもの
に対しては国が全然見ておられないという。環境
庁、これはA A Aに指定してもA Aにして、湖

岸だと湖底だとかこういうようなもので十分
指導し、知っておらなければならぬはずなんで
すが、湖底について十分指導しておりますか。
知っておりますか。

○岡安政府委員 実は底質の問題につきまして
は、湖のみならず、河川それから海域等につきま
してもまだよくわからない点がたくさんあるわけ
でございます。私ども先般一斉点検をいたしまし
て、おもな汚染地域の状況を把握いたしました
けれども、これらの汚染がさらに拡大するメカニ
ズム等につきましては、必ずしも明らかでない点
がたくさんあるわけでございます。これもよくく
ばせながら四十七年度におきまして、湖底の汚染
のメカニズムの調査を進めまして、要すれば対策
を講ずるような基準をつくりたいというふうに考
えておる次第であります。

○島本委員 これでやめますけれども、この保護
法、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案この
ものはいいのです。しかしいま言ったように、ほ
んとどうに守るためには瀕死の状態にある鳥に対
する具体的な直接的な保護と、その環境の保全と、
この二つが一つにならないと実効があげられませ
ん。いまの場合は環境のほうはめちやくちやであ
る、死にそうなのを持つてきても、発見して
も、おそらくは死ぬまでの期間を長くしてやっ
たにすぎないような状態である。こういうようなこ
とをすれば法律をつくっても画面点晴を欠くおそ
れがありますので、こういうようなことのないよ
うに、これが錦上添花を添えるようなりっぱな法律
であるような行政を今後は進めてもらいたい。い
まのような状態で法令をつくっただけではひとり
よがりになるおそれもありますから、この点だけ
は強く申し上げておきたい。

午後一時五十分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
午後零時五十二分休憩
な——じゃ、これでやめます。
○田中委員長 それでは午後一時四十五分再開す
ることとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時五十分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
午後一時五十分開議
○阿部(末)委員 次官にお伺いしたいのですけれ
ども、日米間で条約の締結が行なわれて、それが
近く批准をされる状態である。そういうことはよ
くわかるのですけれども、だからといって、日本
政府が直ちにこの国会で、この特殊鳥類の譲渡等
の規制を行なう法律を提案をしなければならぬ
という緊急な問題点があったのか、または条約で
そういう拘束を受けておるのか、その辺御説明願
いたいと思います。
○小澤(太)政府委員 日米間の渡り鳥条約は、御
承知のとおり、たびたび両国の間で準備会議を開
きまして、ようやくここに運んだわけでございま
すが、それが出ますときには、国内にこれに
応じた法的な体制を整えておくということが当然の
ことでございまして、緊急やむを得ずという意
味ではございません。当然の措置として提案する
次第でございます。
○阿部(末)委員 緊急やむを得ないのではなくて、
条約を結んだから、当然こういう法律を出さなけ
ればならぬのだというおことばのようですが、私
もう一つお伺いしたいのは、この法律をつくらな
ければアメリカとの条約の中で抵触をするような
部分が生まれてくるのかどうか、その辺でござい
ますが伺っておきたい。
○首尾木政府委員 今度の条約の関係で、多くの
点につきましては、現行法で十分対処できるわ
けでございますが、絶滅に瀕する鳥につきまし
ては、これは現在のわが国の鳥獣保護法は外国鳥
類を対象にいたしております。それからさら

に、いわゆるその二世、三世といったようなもの
につきましても対象にいたしておりますので、
そういう意味におきまして、それを含めまして、
今度の条約で輸出入の規制ということが義務づけ
られておりますので、今回の法律をつくる必要が
あったわけでございます。
○阿部(末)委員 先ほど島本委員からも意見が出
されておったんですけれども、この中で明らかな
拘束ではないまでも、少なくとも条約第六条にい
うところの鳥類の環境保全の措置というものは、
これはやはり精神からするならば、当然きわめて
重要な部分をなすものだと思うのですけれども、
提案をされた法案の中には、この鳥類の環境の保
全については全然触れられていない。あるいはま
た先ほどちょっとお話しがございましたけれども、鳥
類だけに限られて、たとえばけだもの類のカワ
ウソなどについても全然これが入っていない。そ
れからまた、今日条約のない第三国との間の関係
についても、将来を見通して、もう少し慎重な、
すべてを網羅した法律にしたほうが好ましかった
のではなかったか、そういう気もするので、あ
えて拙速とは申しませんが、そういう配慮が
必要でなかったかという気がしますが、その辺の
お考えはどうでしょうか。
○小澤(太)政府委員 島本議員にお答えいたしま
したように、今回の法律は、日米渡り鳥条約に対
応する法律として制定したわけでございまして、し
たがいまして、それに必要な限度のものを今回法
定いたしましたわけでございまして、今後条約を結ぶ
国がふえてまいりますれば、それに対応した措置
をこの法の改正で行なっていくという考えにいた
しております。
それから、渡り鳥条約に対応する法律でござい
ますが、動植物を含めまして世界で保護しなけれ
ばならぬ問題は別にございまして、これは別途国連
の場においていろいろいま検討されて進められて
おるような状況でございまして、
○阿部(末)委員 どうもこの法律は屋上屋を架す
る、たとえばいまのこの法律にしましても、従来

の關係の法律で大体事足りるのではないかという
氣もしますが、鳥獸保護及び狩獵に関する法律等
もあるわけですし、さらにいまお伺ひした法律の
中で次官の答弁しておるのは、鳥獸類環境保全關
係ですね。これは少なくとも条約に対応する法律
として取り上げなければならぬ問題だったと思つ
し、くどいようですけれども、この条約に対応す
ることだという限りにおいても、この環境の保全
は当然取り上げられるべき問題だと思つのです。
いかがですか。

○小澤(太)政府委員　環境保全の問題はこの法律に取り上げるまでもなく、現在鳥獣保護法等の既存の法律がございまして、それをもって規制する体制はできているわけでございます。要は、それに基づいて絶滅に瀕しつつある鳥獣を具体的にいかなる方途をもって保護するか、こういう問題になるわけでございます。したがいまして、この際、環境保全について特に法定をするということの必要性はないという判断に立っているわけであります。

なお、現在の鳥獣保護法で事足りるんじゃないかというお考えに対しましては、先ほど局長から御答弁申し上げましたように、外国の鳥また動物園のおりの中における二世、三世の動物のこともあるということでございますので、そういう点は鳥獣保護法では事足りないというので、条約に対応する法律としてこの法律を制定したということでございます。

○阿部(未委員)　それで、この日米条約の關係ですけれども、まずこの第二条で渡り鳥についての定義をうたつてあるようにございます。第三条で渡り鳥の捕獲、その卵の採取あるいはその他の規制を行なつてあるようにございます。それから第四条で絶滅するおそれのある鳥類ということになつて、二、三条とは別に絶滅するおそれある鳥類が分かれておる。そして五条では共同研究というものがうたわれて、第六条で環境の保護、こういうことになつておるようになります。それで少し不勉強ですが、知らしてもらいたいのは、第

三条の一項では「渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。」こうなっておりま
す。ところが同じ第三条の二項では、狩猟期間を
各国は設けることができるんだということになっ
ております。この間の考え方が矛盾するんじゃない
かという気がするのですけれども、どういう解
釈になるのでしょうか。

ましまして、渡り鳥につきましても、狩猟ということ
は前提として認めておるわけでございまして、狩
猟期間を設けまして、その狩猟期間の間は当然の
こととして狩猟ができるというたてまえをとって
いるわけでございます。

○阿部未室員 第一項の中で「渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。」という原則がうたわれておるような気がするのです。それに対して、二項では狩猟期間を設けて、その間とはつてよろしいということになるのでしょうか。そうすると、第一項の禁止されるという原則に対して、狩猟期間を設けてとてもいいということになると、どうもこの趣旨に反するような、少し矛盾する内容のような気がするのですが、どうでしょう。

○**首尾木政府委員** 狩猟期間というのは狩猟を規制するために設けておるものでございまして、結局その意味は、今日の鳥獣保護のやり方と申しますのは、一切狩猟ができないということではなく、狩猟も一方に認めますが、狩猟期間の制限あ

るいは方法の制限でありますとか種類の制限でありますとか、そういうことを一方にやりながら、もう一方はまた狩猟鳥獣というものも定めながら、そういうことによって鳥の狩猟を規制するということが、さういふなわち一面において鳥類の保護である、こういうふうなたてまえをとっておるわけでございます。

第一項で禁止されると申しますものは、正当な形ではなく、認められていないという形で捕獲することを禁止する、こういう意味でございます。

○阿部(末)委員　そうすると、第一項の渡り鳥の捕獲という項と第二項の狩猟期間というのは、こ

れはいわゆる渡り鳥は含まないというふうに考えるのですか。いわゆる非狩猟のものは第二項の場合には当然のことだからそれを抜いて、狩猟のできるものについてはこうこうだ、こういう意味ですか。第一項では「渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。」こうなっていますね。ところが二項のほうでは、その狩猟期間を設

けれどもいいということになっている。ただ巢をつくるなどとはなるべく避けてくれ、こうなっております。したがって二項のほうでは非狩猟は含まない、その他の鳥類についてはということですか。

○首尾木政府委員 第二項のほうにも渡り鳥は当

然入つておるわけでございます。

○阿部(未)委員　どうも私はわかりにくいのですが、「渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。」こうなつておるのでしょうか。特に狩猟期間はよろしいとなつていないのでしょうか。

「禁止されるものとする。」とこうきまつておるのに、第二項では、狩猟期間を設けるとときには巢をつくる期間を避けよとか、こう書いてあるようですから、そうすると禁止をしたことにならぬんじゃないかという疑惑を持つたわけです。

○首尾木政府委員 失礼しました。私の説明が十分でございませんで、第一項に(a)、(b)、(c)、(d)、(e)という各号がございますが、その(c)号に「2の規定に従つて設定される狩猟期間中」というのがございます。この「狩猟期間中」は、第一項の後

段に「次の場合における捕獲及び採取については、各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることができる。」こういうことになっておりまして、したがいまして狩猟期間中は第一項においても狩猟ができる。後段の規定によりましてそういうことになっておるわけで、それに対応しまして第二項で、それぞれの国において渡り鳥の狩猟期間というものをきめるということを規定いたしておるわけでございます。

○阿部(未)委員 それは国際条約ですから、日本語をそのまま持つてきてやかましくいってもむず

かしいと思うのですけれども、明らかに一項と二項は別々に起きておるのですね。そして一項で渡り鳥の狩猟を禁止して、二項では狩猟期間を設けていい、こうなっておるわけですね。もし常識的な日本語でいうならば、一項後段の場合の狩猟期間についてはこうくだ、こうならなきやおかしいのじゃないでしょうか。

○首尾未政府委員 これは二項を引用いたしまして一項で、「2の規定に従つて設定される狩猟期間中」こういうふうに引っぱつておりますから、逆に二項のほうできめた狩猟期間については、一項後段によりまして「各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることがで

きる。」こういうふうに通むことになるわけでございます。

○阿部(未)委員 どうもわかりにくいのですが、二項のどこを引っぱってもわからないのですが、要するに「渡り鳥の狩猟期間は、各締約国がそれぞれ決定することができる。」各国でもって狩猟することができる期間をきめてもよろしい、こうなるわけでしょう、二項をそのまま読めば、そしてその期間については云々、こうなっております。第一項は、捕獲しちやいけない、その卵も採

取しちやいけない。一切禁止する。ただし次の場合においてはとつてもいいということが一項にあるわけでしょう。したがって一項は一項で独立しておる。二項は二項で独立しておる。この二つの間の関連はないような気がするわけです。もし

関連を設けるとするならば、私が申し上げたように、一項後段の場合の狩猟についてはこうこうだということならわかりますが、しかしそういうことがどこにもないでしょう、これは。

○**首尾木政府委員** あるいは法規定としてそういうふうにしたほうがいいのかも知れませんが、一応私どもは、一項の(a)、(b)、(c)の(c)号に「2の規定に従つて設定される狩猟期間中」こういうふうに書いてございますから、したがって二項を引っぱりまして、一種の法律技術としてこういうふうになつたことになったということです。

○田中委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田中委員長 それでは速記を起こしていただきます。

○阿部(未)委員 その次にお伺いしたいのは、提案理由の説明が何かの中に、野生鳥類ということばがあるのですが、この適用を受けるのは野生鳥類だけになるわけですか。

○首尾木政府委員 原則として野生鳥類でございますが、本法の場合には、先ほども申し上げましたように、二世、三世といったようなものも入っております、これは人が現に飼養をいたしておるといふ形でございすけれども、こういうものも入っております。

○阿部(未)委員 それはあとでもう少し触れまします。

次にお伺いしたいのですが、わが国の、この提案された法律によりますと、これは明らかに絶滅のおそれのあるものを特殊鳥類として規定をして、そしてそれぞれその趣旨に従って規制措置を設けてあるようにございすけれども、条約によると、渡り鳥といふものと絶滅のおそれのある鳥類といふのは明らかに二つに分けておるようございす。それをわが国の法律で特殊鳥類といふことばで一本にまとめて、しかもその趣旨は、あくまでも絶滅のおそれのある鳥類というように限定してあるようですが、渡り鳥との関係はどういうことになりましますか。

○首尾木政府委員 渡り鳥の中にも絶滅のおそれのある鳥類が含まれておりまして、それは二種類ございす。

○阿部(未)委員 たぶん渡り鳥の中にも入っております。どうもは思いますけれども、そのところからはっきり私にはわかりませんけれども、条約では明らかに二つに分けて、二条、三条では渡り鳥の規定がある。そして四条で絶滅に瀕する鳥類が出ておるわけですか。それを日本の法律では、絶滅のおそれのある鳥類だけに限って、しかもこれを特殊鳥類というふうに規定をして提案をされておる

わけです。したがって、いまおっしゃった二種類ですか、二種類以外の渡り鳥についてはこの適用は受けない、こういう理屈になりますか。

○首尾木政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員 次にこの第三条、ここの法律のほうの関係でございすけれども、第三条で譲渡の規制が行なわれて、第四条では輸出入の規制、こういうふうになっておるようございすけれども、条約のほうでは、さつき申し上げたように、第三条で捕獲、卵の採取も禁止されております。それからここの特殊鳥類のほうの法律になりますと、譲渡の禁止があつて採取や捕獲の禁止がないのです。これはもちろん鳥獣何とか狩猟の関係でいいんだと思うのですけれども、そうなるべくと、ここのほうにも、もともととれないものを譲渡したりすることはできぬことになりましますから、もともととつては悪いものではないことが成り立つならば、この規定はなくてもいいんじゃないか。これを入れるならば、採取あるいは捕獲についても入れるべきじゃないか、そういう見解を持つのですがどうでしょう。

○首尾木政府委員 捕獲に関しては、先生の仰せのとおり、現在の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律によつて規制ができるということになっておるわけございまして、ただ譲渡について、なぜこの法律であらためて規定をしたかという点を御説明すればよろしいかと思ひますが、その点につきましては、現在の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律におきましては、適法に捕獲したもの、譲渡したもの、流通は自由にできるわけございす。これに對して今度の法律では、適法に捕獲をいたしたもので、譲渡について一々許可制にしよう、こういう関係でございす。したがって、その点だけがこの法律において必要な条項ということになつたわけでございます。

○阿部(未)委員 わかりましたが、それでは、ここの、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律によつては、適法に捕獲をしあるいは適法に採取をした、

それでもなお譲渡その他についてはこれで規制ができる、こういうことになるわけですか。

○首尾木政府委員 さうございす。

○阿部(未)委員 先ほど申し上げましたように、従前の保護法は、先ほど申し上げましたように、これは適法に捕獲された人については当然飼養許可証というものが発せられるわけでございますが、そういうものがあれば文句なく譲渡ができるということになっておりますが、今回の場合には、適法に捕獲されたものにつきましても、これは当然に、その相手方がどういふ人であるか、譲り受け人がどういふ人であるか、飼養の方法がどうであるか、あるいは目的がどうであるかといふようなことまで一々チェックする必要があるから、そういう点に着目をしていたしまして許可をするということでありまします。

○阿部(未)委員 そうしますと、ここでいう特殊鳥類を適法に捕獲したという場合には、私は適法に捕獲したという届けがまずなければ、それから先の流通はわからぬわけですか。たとえば、Aなる人間が適法に捕獲して、私がもつた。私が適法に捕獲をしたと言つても、どうしようもないわけですか。そうなりますと、適法に捕獲をしたもので、なおその次に譲渡する場合には、この法の適用を受くとなれば、まず適法に捕獲をした時点において、どこかに届け出なければならぬという理屈になりはせぬですか。

○首尾木政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員 その飼養許可証というのは、何を飼養することを許可するのですか。つかまえることを許可するのですか。つかまえることを許可するのはわかっていますけれども、許可がなければだめなわけでも、捕獲したというものは、許可があつても捕獲できるかわからぬわけですか。適法に捕獲したというものが、届け出なければ、持つていかうかわからぬわけでしょうか。持つておつて初めて譲渡するというのが起

こるわけですか、したがって、適法に捕獲しても、捕獲した時点で届け出なければ、私はとりませんでしたと言へば、これはまたわからぬことになるわけですか、その辺、どういふ手続が要ることになりますか。

○首尾木政府委員 これは適法に捕獲をいたしたので、自分はこれを飼養したいといふことを、飼養許可証を得るときに申し出るわけでございます。

○阿部(未)委員 その飼養許可証というのは、どつちについて飼養許可証がおりるのですか。とつた鳥類に対して飼養許可がおりるのですか、とる手段に対して飼養許可がおりるのですか。

○首尾木政府委員 鳥類に対してでございます。

○阿部(未)委員 そうすると、適法に捕獲をした。適法に捕獲したけれども届け出なければ飼養許可がおりようがないわけですね。自分で持つてゐる限りは何ほ捕獲してもかまわぬということになりますか。

○首尾木政府委員 常に飼養許可証を持つて飼養しておるわけでございますから、それが——先生のおっしゃる意味は、ちよつと私、御質問の趣旨を十分はかりかねておるのですけれども、現在、これは先生のおっしゃるのとおりでございすけれども、そのときには当然飼養許可証を持つてなければ適法に所持をしておるということではできないわけでございます。

○阿部(未)委員 飼養許可証というのは、捕獲をする手段についての許可ではなくて、さつき何か鳥類そのものに対する許可だといふお話があつたのですが、私が、飼養許可といふのは、捕獲の手段、捕獲をすることを認められておるということとらぬかは、それから先になつてみなければわかりかねるわけですか。……その譲渡を認めるということになつてくれば、とつたといふことをどこかに届け出なければ、譲渡を認めるの認めないの言つたつてそれはしょうがないのじゃないですか。

○首尾木政府委員 現在の鳥獣保護法にそのことが規定されておるわけでございます。鳥獣保護法は第十二条で「都道府県知事ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ前教条ノ規定ニ拘ラス鳥獣ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スルコトヲ得」ということになっておりまして、それに対して、都道府県知事は許可をしたときは許可証を出すということになっております。

それで、次に第十三条におきまして、許可証を得た人が現実にはそれを捕獲したとして、一定の期間を経過いたしますと、これはとつてもよろしいという許可によつて、一定の期間は、これはその期間中であらばそれを保有することができるとなっております。その一定期間、有効期間の満了後三十日をこえて飼養する場合は、これはあらためて飼養許可証というものを必要とするわけであります。ですから、最初に捕獲の許可証を得まして、その一定の期間の間に飼養許可証というものを得なければならぬ、こういうふうな形に現行法はなつておるわけでございます。それによつて、一般の場合にも今度の法律の対象になるようなものにつきましても、飼養についてはその飼養許可証が要る、こういうことになるわけであります。

○阿部(末)委員 なるほど。そうすると飼養許可証というものはとつたものについてある。それならば届け出の義務はないのですか。最初狩猟の許可をもらつて、そしてとつてきますね。そうしてとつて一定の期間自分のうちに置いておつてもいいし、その期間に譲り渡したらどうなるのですか。それも問題が一つ残ると思いますが、かりにいまおっしゃつたように、一定の期間自分のうちに置いておつて、その期間が過ぎてから三十日ですか、以後過ぎるときには飼養許可が要するということになりまして、期間が過ぎないうちに適法に捕獲したものを期間内に譲るというふうなことは、いままででできたわけですか。

○首尾木政府委員 これは譲り渡しは「飼養許可証ト共ニスルニ非ザレバ」譲り渡すことを得

ずとなつておりますから、そのときは飼養許可証を、あらためて譲り渡人が許可を得まして、その飼養許可証をもらつて、それとともに移転をするということになるわけでございまして、

○阿部(末)委員 そうしますと、どっちにしても適法に許可をもらつて捕獲または採取したものに於いては届け出がない、飼養許可をもらわなければならないという理屈になるわけですか。

○首尾木政府委員 さようでございます。

○阿部(末)委員 これは、特に特殊鳥類などは貴重なものだと思うのです。そうすると適法な許可をもらつて、そして捕獲をする、それを飼養にしておけるうちに飼つておく、その場合でも期間が過ぎて三十日以降飼つておくと、届け出しなければ、飼養許可がなければやはり違反ですか。

○首尾木政府委員 たいへん失礼しますが、先生の仰せになりましたのは適法に捕獲したものでございまして、これは死んだものでございまして、から飼養許可というものはないわけでございまして、その製品につきましてもやはり譲り渡しとか、そういったような規制は当然かかってくると思ひます。

○阿部(末)委員 この法律では加工品等も何か入るとか、いろいろ書いてあるでしょう。そういう意味があつたからお伺ひしたわけですが、そういう手段によつて捕獲をする。そして、たとえば卵の場合などは早くかえさないといたむおそれがあるから、その鳥類の卵を許可をもらつた人がふ化させる。そして何羽かふえますね。ふえたものがやはりこの法律の適用を受けるわけですか。

○首尾木政府委員 先ほども申し上げましたように、二世も入るわけでございます。

○阿部(末)委員 それからもう一つお伺ひしたいのですけれども、次に、原則としては野生のものだけれども、この法律では一部二世、三世が入ってくるということになるのですが、そうするとその所有権との関係はどういうことになるのですか。

か。たとえばオナガドリなどがかりに絶滅に瀕しておる鳥類だというふうに認定をされると仮定をいたします。これははもとも自分のうちですつと飼育してきた鳥になるわけですが、その場合二世、三世とはいへぬと思うのですが、これはこういう指定を受けた場合どういう取り扱いになるのですか。

○首尾木政府委員 オナガドリの場合は家禽でございまして、鶏でございまして、そのようなケースにならないわけであります。

○阿部(末)委員 オナガドリはならぬかも知れん。例が悪かつたかも知れませんが、たとえば、いま絶滅に瀕しておるような鳥類で愛好家がおつて、自分でそれを飼育しておる、そういう場合のことですけれども、どうなりますか。

○首尾木政府委員 それは適用がございまして、

○阿部(末)委員 そうすると、この適用があるかどうかは、前に戻るのでございまして、やはりどうかで届け出がない限り、だれが持つておるかというところがわからなくなるのではないのでしょうか。あらためてここで譲渡等ができないという法律をつくつてみて、一体だれがどこで持つておるか登録でない限りわからない。私がそういう絶滅に瀕する鳥を飼育しておつた。それをBなるBという方にお譲りしても、それが譲渡されたものかどうかというのとはわからないことになるのではないのでしょうか。

○首尾木政府委員 いろいろ場合があると思ひます。まず最初に持つておられますものが、これが最初に許可を受けたものであれば、当然その段階において押えらるるということになると思ひます。

それから、それが二世になったという場合でございまして、これについても、二世の場合について特に届け出というのではありませんが、絶滅に瀕する鳥一世の場合には、そういうことで許可の段階で当然押えられておりますし、また譲り受けの時点においてもわかつておりますし、そういう絶滅に瀕する鳥というのは非常に貴重なものでありますから、十分これについては私どもとして所在

を確かめておくということをやっておるわけでありまして、行政上そういうようなところについていろいろ報告を求めるとか、そういう手段によつて把握することはできるといふふうに考えるわけでありまして。

それからなお先生のおっしゃいましたのは、全く何かわからなくて従前所持しておつた、こういうものについてどうか、こういうふうなお尋ねも含んでおつたように考えたわけでございまして、けれども、その点につきましては全く私も現在手段がございまして、しかし十分それは貴重な鳥でございまして、そういうことについて実際の問題として把握しました際には、それを行政上把握していくという手段によりましてやつていきたいというふうに考えております。

○阿部(末)委員 いずれにしても絶滅に瀕する状態にあるのですから、これがもう非常に貴重なものであることは間違いないのでございまして、いま後段でおつたやられた、どういふものか知らなかったが、あそここの友だちが非常にかわい鳥を飼つておつたので、その卵がたまたま二つあつて、それをふ化して自分のうちで飼育をしておる。これはもう明らかに今日の時点で二世になるわけですね。いま二世であるものについてもこの法律は遡及して適用するのか。それは法の上ではやむを得ないことになるのか。どうなりますか。

○首尾木政府委員 法律上それにつきましては届け出の義務はございせん。したがって、先ほど申し上げましたように、行政上把握するよりほか方法がないということは法律上はそうなんです。しかしこれにつきましても、当然今度の二世、三世を譲渡する場合には、これは法律上対象になるわけでございまして、それを譲渡しようとするときには許可を受ける必要が出てくるわけがございまして、その時点においてはこれを把握することになるわけがございまして、

○阿部(末)委員 その次は、輸出入の規制の問題ですけれども、これは特別の許可がない限り、こ

ういうものについては輸出入はできなくなつてくる、規制を加えられるわけです。そういう場合において個人の財産権との関係、たとえばアメリカの人が買いたい、日本の人が売りたい、しかし、その政府が許可をくれないという場合には、本人はそういう貴重な財産を持つておられるけれども、それを金にかえることができない場合の財産権と規制との関係はどういうことになつてきましようか。

○首尾本府委員 現在そういうことについての補償の規定はございません。

○阿部(未)委員 その補償の規定がないようだから私は気になるのですけれども、これは簡単に許可がなければ譲渡もできないことになるわけですから、そうすると非常に貴重な、たとえばこれに剝製も入るわけでしょう。この法律ができますとつばな、貴重な剝製を持つておる、譲り渡したい、金にかえたいということがあつても、一応許可を受けなければ譲り渡すことができない、こういうことになるわけでしょう。本来、自分の財産は自分が自由に処分できる権利があるはずなのに、この法律によつて個人の財産権に対する規制が加えられるか、そういう気がするんですけれども……。

○小澤(太)府委員 その問題は、この法律に限らずすべて所有権の自由、私有財産の補償という憲法上の規定から出てきておりまして、これが公共の福祉のために利用される場合には、有償でなければならぬという原則があるわけです。これはいづれの民法法についても、行政法についても当然にあることでございまして、そういう場合は、裁判所において請求することによつて解決する問題でございまして、この法律にその補償というところは書かない。ということ、この絶滅に瀕している鳥類を保護するということが非常に大きな目的であり、社会的な視野において公共の福祉というこゝに当てはまると思ひます。そうなりますと、この問題をそういう目的に沿つて規制するということは、法律としてできるわけではございませ

す。この補償の規定までこれに書くということがいふことが、こういう問題でございまして。これは当然憲法に従ひまして、民法法のたてまえで賠償の請求をすることができ、それは、成功するか否かは裁判所の判断によると思ひます。そういう法のたてまえになつておるということを御了承願ひます。

○阿部(未)委員 大体わかつたような気がするのですけれども、どうも片方は法律によつて、公共の福祉という名前で個人の財産権が規制を受ける。悪ければ裁判所に訴えて補償してもらふようになさう、こういう理屈になるようですね。でも、本来、公共の福祉というのは非常に高い次元で考えられるべきのもで、たとえば剝製の鳥一羽というたいへん失礼でございけれども、剝製の鳥一羽にまでそういう規制が加えられるということについて、逆に本末が転倒されはせぬかという気がするんです、どうですか。

○小澤(太)府委員 国際条約をもつて、お互いにこの絶滅に瀕しておる鳥類を保護しようということにございまして、一羽、二羽の問題ではないに、その鳥類を保護するというそのこと自体が、これは一羽だけでなしに、世界全体の面から見てきわめてなすべき価値の高いこととございまして。それと、個人の財産の損害と申しますか、それをいかに比較考慮するかという問題も出てまいります。したがひまして、こういう問題は、原則に従つて裁判所の判断に基づくところの補償という道が残されておりますからそういうものに譲つて、合目的な貴重な鳥類の保護ということのため規定を強化するということをやつてから押し出した法律として、これを制定したということとございまして。

○阿部(未)委員 趣旨は大體わかりましたけれども、しかし他の法律の中にも、同じではないが、そういうような場合には国なりが適当な補償をするというこゝがうたわれておる法律が多々あるように私は思ひます。そうすれば、この場合でも国が特に規制を強制する場合については、何らかの

方法で公共の福祉のために財産的な規制については措置を講ずる、補償をするというようなことがあつてしかるべきではないか。それは裁判で争ひなさいというならばちよつと片手落ちのような気がするのですが、どうでしょう。

○小澤(太)府委員 お説のとおり、他の法律によつて所有権の制限をいたした場合、あるいは私有権の行使を拒否した場合に補償をするというところが法律の明文に掲げてある法律もございまして、またこれがない法律もございまして。掲げてある法律というのは、通常の状態において判断する場合に、そのために侵害される個人の財産権の重さ、公共の福祉の重さとの関係もあるかに思ふのでございまして。逆に言ひますと、いづれの法律にもそれは書いてなくて、これは一般原則にまかされておるというものがございまして。この後者の場合これが該当する。法理論的には、おつしやるとおり何もかもみんな法律に書くことすれば、そのような明文があつても決して差しつかえないし、あるいはそれがあつても法理として整理することもできません。まあ法律目的、いわゆる合目的的な最小限度の法律としていかにするかということと規定しておるわけとございまして。そういう配慮をいたしておるということ御了承願ひいただきます。

○阿部(未)委員 それから捕獲、採取の考え方なんですけれども、これはどの辺までが捕獲、採取になるか。たとえば、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の中でも、自分の庭に来て、へいの中とかで卵を産んだのはかまわぬという規定がところどころあつたような気がするのです。銃で撃つてはいけなかつたといふような中にそういうのがあつたような気がするのですが、この場合でも野生の鳥類ですから、自分の庭に来て卵を産まぬという理屈はない。したがつて、自分の所有しておる土地の中、中、卵を産むとか、ひなをかえすとかいふようなことがあり得ると思ひますが、そういう場合の所有権はどこへ移つていくのですか。自分のたんのぼの中に、あれば自分のものと考へていいのです

か。なぜそう聞かといひますと、所有権が移れば届け出の義務はないけれども、それから先の譲渡の関係があるから明らかにしなければならぬ。そうなりますと、採取とか捕獲という意味をどの辺まで考えればいいのでしょうか。

○首尾本府委員 実際の例をいたしまして、そういうふうな場合はあまりないと思ひますが、もしそのようなことがありました場合には、その卵は無主物ということになるわけとございまして。

○阿部(未)委員 一番起こり得ると思ひます。自分の所有しておるたんぼとか山とかいふところへ鳥類が来て卵を産むということだと思ひます。鳥が巣をつくつて卵を産んだ。その卵は自分の土地の中にあるから自分のものだということにならなければ、だれのものになるわけですか。

○首尾本府委員 それが野生の野生たる理由でございまして、したがつて無主ということになるわけでありませう。

○阿部(未)委員 私は、法律はちよつと明るくないのですが、おれの山の中にあつたんだ、うちのたんぼの稲の中に産んであつた卵だ、おれが持つて帰つていいんだと言つて持つて帰つたらどういうことになるのですか。

○首尾本府委員 それは、野生のものを捕獲しあるいは採取したという概念に当てはまるわけとございまして。

○阿部(未)委員 なかなかむずかしいですね。自分の土地に卵が産んであつた。たまたまその卵がここに絶滅に瀕する鳥類の卵であつたのか、そうでないのか、これはわかりませぬ。わからぬから持つて帰つた。それを、おまえ絶滅に瀕する鳥類の卵じゃないかといふことでおしかりを受けるということになつたら、それはたいへんなことになると思ひますが、そういうときにはどういうことになるのですか。

○首尾本府委員 それは法律的に申し上げますと、卵を採取するということについては、すべて許可制ということになつておるわけとございましてけれども、しかし実際の法律の運用において、わ

からないものをどうこうするということとはございませぬので、その点は、卵だけでしろうとが判別するということは非常に困難な場合もあり得ると思ひますし、そのような場合は、事後的にそういうことが判明をいたしました際に、やはり法律の運用におきまして採取についての許可とかそういうことを事後的にやっていくとか、そういう便宜的な手段によりまして問題を処理していくしか方法がないと言わざるを得ないと考えております。

○阿部(未)委員 たいへんいろいろお伺いしまして勉強させていただきましたが、ただ一つだけ、島本委員からお話がありましたように、日米の条約に対応するものとして、何よりも先にやらなければならぬのは、やはり鳥類の環境の保全だと思ひます。これなくして、あとに譲渡を禁止してみても、あるいは輸出入の関係をやかましく言ってみても、やはり貴重な鳥類が減んでいく。ほんとうにそれだけ——さつき次官もおっしゃったように、大衆の利益のためにそれが必要なものだということをお互いが認識をするのならば、まずその鳥が繁殖できるような環境をつくることこそ緊要の要事だと思ひます。それを抜きにして、あと幾らかの法律をつくって、やれ譲渡するとか卵をとるとかやかましいことを言ってみても、それで絶滅に瀕する鳥類が救い得るとは考えられません。残念なのは、この法律に環境の保全についてもっと明確な政府の姿勢を打ち出していない。ただきかかった、私はそういう気がいたします。今後もあることですから、特に環境庁においてはこの法律の趣旨に従って、ほんとうに貴重な鳥が繁殖できるような環境をつくってやる、そのことにひとつ十分に意をためてもらうように希望いたします。

○小澤(太)政府委員 委員長から答弁をしろという督促がありましたので申し上げますが、御趣旨はそのとおりだと思ひます。ただ、つけ加えさせていただきますと、環境保全の問題は公害基本法並びに自然環境保全、これ

はいまは出しておりませんが、自然公園法、鳥獣保護法その他現在の法律をフルに活用することによりまして、どうしてもやらなければならぬ問題でございます。それにかつて加えて、この絶滅に瀕してあるところの貴重な鳥類については、その住んでおられるいは住む可能性のある環境について、特段の措置を行政的にも運営していく、研究もしていく、こういう心がまえでおるわけでございします。御了承いただきたいと思ひます。

○田中委員長 阿部君の質疑はこれで終わりました。次に、岡本富夫君。

○岡本委員 私この特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案について若干質疑をいたしますけれども、環境庁長官の構想について、こういう記事が出ています。小鳥のさえずりが遠からず日本じゅうにあふれる日がやってくるでしょう、日本を中心とした愛鳥ネットワークを推進したい、こういうような発言がありましたけれども、はたしてこのアメリカとの渡り鳥条約、それから現在審議しておりますところのこの法律で、小鳥のさえずりが日本じゅうにあふれる日が来るだろうかと、非常にこの点が疑問なんです。この点について、どういう確信があつて、これは長官が言うたのですけれども、環境庁としてはそういう小鳥がさえずる日が遠からずやってくる、どのくらいかの期間か知りませんが、どういふような構想のもとに、あるいはまた今後の目標、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○小澤(太)政府委員 何に出ておるか知りませんが、大石長官が申されたとするならば、これは環境庁長官としての自分の信念と申しますか、その目標と申しますか、そういうことを語られたものと思ひます。またそれが正しいと私も考えております。ただし、どのようにしてということになります。これはあらゆる手段を用いるということになると思ひます。きょう御審議をいただいておりますこれは特殊の鳥でございしますから、この法律を出すことによってそのような大きな効

果を期待するということではできません。これはほんの一部の問題であります。

○岡本委員 これはほんの一部ということなんです。そこでもう一つ聞いておきたいことは、昭和三十五年に国際鳥類保護会議、そこで条約を結ぼうというふうな勧告がありました。また四十三年にもアメリカ政府から条約の締結の呼びかけがあつた、しかしなぜ今日までそのまま放置されたのか、この背景をお聞きしたいと思ひます。

○首尾木政府委員 四十三年及び四十四年に専門家会議を開きまして、この条約についての基礎的な検討をいたしましたわけでございします。そういう両国間の話し合いのための時間というものが必要であつたわけでございまして、その結果、今日の条約の締結を見るに至つた、こういうことでございします。

○岡本委員 結局、非常に手おくれになつています。首を振つたつてだめですよ。これはあとで話しますけれどもね。

こういう渡り鳥がどんどんなくなっていく、そういうような状態は、やはり地球が汚染され、それからわが国が公害列島になつていく、その大きなあらわれによつて、こういう鳥類がなくなっていくわけですから、やはり私は国全体の姿勢として、こういったアメリカと日本が渡り鳥条約で結んで、その鳥類を保護していこうというこの根本の姿勢が——これは政務次官のほうに言わなければならぬわけですが、この政治姿勢がやはり問題があるのではないかと。四十三年にアメリカからこういつた呼びかけがあつたのに、いままででさなかつたというところ、一つは問題があるうと思ひます。それをいまこの場で責めてもしかたがありませんけれども……

そこで、この鳥獣保護法、これは大正七年かと思ひますが、これを改正をして、そして全面的にこの条約に對し、あるいはまたほんとうに渡り鳥あるいはまた鳥類を保護しようというのであれば、この鳥獣保護法の改正が正しいんで

はないか。一つ読みますと、鳥獣保護法の二十条に、連法の捕獲鳥類の譲渡あるいはまた譲り受け等の禁止及び輸出入の制限、こういうふうにちゃんと二十条にあるわけですから、これと同じようないまの法律を見ましても、ただ渡り鳥だけだ、こういうことですから、この中に含めても私は決して問題ではないんじゃないか。したがって、私は、この法律は趣旨はいいんですけれども、あわててつくつたような、何と言ひますか、日米の条約に合はして、ただ表面だけつくつたような感じがしないわけではない。したがって、この鳥獣保護法の改正を必要とすると思ひますが、この点についてひとつお聞きしたい。

○小澤(太)政府委員 姿勢についてというお話しでございまして、政務次官にということでありましたが、これはもちろん、早きに及んで各国との間にこういう条約を結ぶことは願ひしいことではあります。これは時間が経過いたしましたことは、先ほど局長から申し上げましたように、その間専門的な問題その他いろいろについて、この条約を結ぶについての準備期間があつたということもございまして、それが早かつたかおそかつたかという批評は別でございしますけれども、そういう努力を傾注してまいりまして、これが今回初めてでき上がったということに私は、これから先、持っておるわけでございしますが、これから先、ほかの国々との間にこのような努力をやつてまいりまして、早きに及んで条約が締結されるということを望んでおるといふのが私どもの基本的な姿勢でございします。

それから、鳥獣保護法の改正でよろしいだろうというお気持ちのようではございますが、御承知のように、野生の鳥獣を対象といたしております。鳥獣保護法は日本国内における鳥でございします。ところが今回の条約は外国における鳥、さらにまた、すでに野鳥ではないものになっておりまして、特殊な貴重な鳥といふものを対象といたしておりますので、従来の鳥獣保護法ではこの対象に取り入れることができません。したがって、この

条約に於て法律としてこれを制定した、こういふいきさつになつておるわけでございます。

○岡本委員　そこで、この鳥獣保護法の根本精神を見ますと、やはりこの時分ですから、あまり公害のことがやましくいれなかつた。どうしてまたたくさん繁殖をさせて、たくさん捕獲しようというふうなその当時の精神ではなからうかと思うのです。もう一つは、この渡り鳥、野鳥、これが一緒におりまして、私は渡り鳥ですよ、私は野鳥ですよと鳥は言わないわけですよ。そうするとこの辺の鳥が、一々私は渡り鳥だとか条約にきまつていまして言えよといふわけですよ。それ、そう言わぬといふことになれば、これは野鳥と思つたら渡り鳥だつたといふふうなことになる。あつた、あつたといふふうな問題が起つてくるのではないかと。それで、やはりすみやかに鳥獣保護法も私は改正を必要とするのではないかと、こういうふうにも考えられるのですが、いま聞いておられますと、新しい法律を考えておる、各省とも打ち合わせをしたといふふうな話もありましたけれども、幾らたくさん法律をつくりまして、やはり現在あるものをきつと改正していくといふことを考えることも大事ではないかと私は思うのです、その点についてひとつ……。

○小澤(太)政府委員　各省と意見の調整をいたしておられますのは、自然環境保全に関する法律案を用意いたしてやつておるわけでございます。鳥獣保護についてはそれをまだやつておりません。それから、法律をたくさんつくるのはいいとは思いません。しかし、既存の法律で対象としていふ切れないものを、それを改正する必要があるもの、そのものずばりで新しい法律をつくるかという問題になるかと思ひます。改正の必要があれば改正をする、あるいはまた新しくつくる必要があれば、厳正に判断をした上でこれを行なうということが必要かと思ひます。むやみやたらに法律をつくるという考えではございません。これは条約との関係もございまして、これに対応する必要な限度において、必要なことを法律に盛つたといふだけのことでございまして。

○岡本委員　そこでひとつ御質問しておきたいのは、特殊鳥類の指定と、それから文化財保護法によつて天然記念物の指定がされてゐる場合がある。こういったものが重複されてゐるものではないか、こういうふうにも考えられるものですが、これについてひとつお聞きしておきたい。

○首尾木政府委員　すべてではございませんけれども、これは重複して指定をされるという場合がある得るわけでございますが、考え方として、私は、私どものほうの今回のこの法律は、種の保存といつたような考え方からこの鳥類についての指定を行なう。絶滅に瀕するものについて、種の保存をはかるという目的からやるわけでございます。その中には、しかし当然学術的に、學術研究上重要なものというものも含まれておるわけでございます。それから、それについては、文化財保護法のほうとしましては、天然記念物としての指定がなされるというふうなことがあり得るわけでございます。

○岡本委員　そこで次は、現行の鳥獣保護法の狩猟制度の改革、こういう観点から見まして、自然環境保護の野生動物の保護と関連して、狩猟制度、こういうものをやはりここで再点検しなければならぬではないか。これは環境庁のほうで、全国の小鳥なんかの鳥類の実態調査をおやりになつたと思つた。そうすると、鳥の群れが相当大きかつたのが非常に小さくなつておる。そういうふうな生息状態というものが非常に変わつてきておるのではないかと。特に私申し上げたいのは、今度の、法にあるところの渡り鳥、先ほども言ひましたけれども、鳥は、私は特殊鳥類ですといふことを言わないのです。したがつて、こういった狩猟制度あるいはまた捕獲禁止、規制、こういうものをもつと積極的にやらなければ、この法律ができません。絶滅のおそれある鳥がほんとうに保護されるというところではないかと思ひます。この点についてひとつ……。

○小澤(太)政府委員　先ほどあなたが言われました、朝起きると小鳥の音がする、大石長官の夢がいかにして実現できるかという問題に触れてくる問題だと思ひます。そこで、狩猟制度と鳥獣保護の問題はいま一本の法律でできております。この問題をどのように扱つていくかといふことについては、現在私どもの環境庁の中でのいろいろと検討いたしておる段階でございます。いろいろ法体系、法制度のたてまえもありまして、あるいはまた農林業との関係もございまして、害獣害鳥の問題もございまして、もとより鳥獣の保護に徹するためにはどうすればいいかといふことが基本でございまして、そういう問題もあわせて、また外国で、アメリカやヨーロッパ等やつております狩猟制度と申しますか、そういうふうな考え方などもいま検討いたしておりまして、いかうにすれば鳥獣保護に徹することができ、かつまたそれから起るいろいろな問題を適正に処理できるか、こういうふうなことでいま環境庁の中でいろいろ検討いたしておる段階でございます。

○岡本委員　私は、今度の条約にあわせてあつて出たばかりではないか、もう少し抜本的に考えなければならぬんじゃないかといふ意見を先ほど言つたわけでありまして、そこで、規制対象とする野鳥の鳥類と、それから絶滅のおそれある鳥類との相違についてちよつとお聞きしたいのです。

○首尾木政府委員　たいへんおそれ入りますけれども、御質問の趣旨を十分に理解いたしかねましたので、もう一度お願いいたします。

○岡本委員　もつとはつきり言ひますと、「絶滅のおそれある」といふ判定基準ですね、これをどこに置くのか。また「絶滅のおそれある」といふ文言によつて非常に対象が狭められてくる危険があるのではないかと、このことについて聞いています。

○首尾木政府委員　今度の条約の関係におきましては日本の専門家が集まりまして、その鳥についての個体数がどうなつておるか、それからその趨勢がどうなつておるかといふようなことを判断いたしまして、鳥類の専門家によつて絶滅のおそれがある鳥として指定をする、それを選ぶ。さらに国内におきましては、鳥類のやはり専門家が集まりましてその判定をして、絶滅のおそれある鳥類といふことで指定をいたすわけでありまして、そういう意味におきまして、そういう鳥類についての全く学問的な見地からこれをやるわけでございます。したがつて、いたずらにそれが狭くなるおそれがあるかあるいは広くなるおそれがあるか、そういうことはたまたまといふふうには考えておりません。

○岡本委員　いま考えられるのは、絶滅のおそれあるという鳥はどのくらいですか。

○首尾木政府委員　日本の本土におきましては二十一種類、それから沖繩が復帰になりますと沖繩関係で七種でございます。それからアメリカの関係でございまして四十六種でございます。さらにそれが、この法律が、他の諸国との条約等によりまして広がつていく場合には、さらにそれに加へまして新たに環境庁長官が特定鳥類として指定をいたす、こういうことになるわけでございます。さしあつて日米の間で相互に検討いたしまして、先ほど申し上げました専門家会議等におきまして問題にされたのは、いま申し上げたような数字になつておるわけでございます。

○岡本委員　そこでそういう絶滅のおそれある鳥といふことできめるんでは、そういつた鳥はこんどあるいはまた魚介類、あるいはまたその他の食物、こういうものを食して、そして生きていくと思つたのです。したがつてこれは何と申しましても、この条約によつて保護される鳥類の環境を保全し、また国内の環境を保全してそういう鳥が住めるようにするといふことが、絶滅のおそれなくする一番大事なことでないかと私は思うのです。捕獲ばかりに力を入れました、結局捕獲する前に死んでしまふといふふうではこれはどうしようもないと思つたのですが、この環境保全についてどういふふうによつていくのか、この点の問題をひとつ明らかにしてもらいたいと思つた。

です。

〔委員長退席、始開委員長代理着席〕

○首尾木政府委員 鳥類の生息環境につきましては、特に現在の法律におきましては鳥獣保護区を設け、さらに特に環境面に対応いたしましては特別保護地区というものが設けられることになっておるのでございまして、その特別保護地区になりました際には、そこについての各種の開発などというものが規制されることになるわけであります。したがって、従来これらの規制というものが必ずしも十分に行なわれていたとはわれわれは考えておりませんが、今後は積極的にこういってような特別保護地区といったようなものをふやしていくという方向で考えていく必要があるというふうな方向で考えてございまして、絶滅のおそれのある鳥につきましても、そのようなことは特に重要であると考えております。

ただ、さらにそういったようなことを指定いたしましたには、実際の調査ということが必要でございまして、とりあえず私ども、今年度の予算におきましてそういったような絶滅のおそれのある特定鳥類の環境についての調査というのを予算化いたしましたわけですが、これらと相まちましてそういった環境の保護ということに力を尽くしてまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○岡本委員 環境の保護についてはまたあとで聞きますけれども……。

それで、野生の鳥獣は国民の共有物である、したがって、保護すべきものだというように訓示規定でつけられ、これは現行法の前回の改正のときに、鳥獣審議会のほうでこういった理念を打ち出しておるわけですが、これを非常に無視した計画があるように私は思われるのです。したがって、こういった目的規定と申しますか、訓示規定、こういったものはやはりきちんと入っておるの、一番いいのではないかと。ただ条約できめたからこうではなくて、先ほど申しましたよう

に、野生の鳥獣は国民の共有物なんだ、したがって、保護すべきものだというように規定が必要じゃないかと私は思うのですが、その点についてひとつ……。

○首尾木政府委員 先ほど政務次官からもお答えしましたように、今回の法律は、条約実施ということから最小限の問題につきまして法律をつくったわけでございしますが、全般といたしまして鳥獣保護及び狩猟に關します現在の法律についての改正の問題というのがあるわけでございまして、そういう中で今後検討するべき問題だらうというふうな考えておるわけでございします。

○岡本委員 もう一ぺん、いま言ったのは、鳥獣保護法を改正する、そして検討する、そう言ったのですか、どうですか。

○首尾木政府委員 鳥獣保護法の改正の検討ということは当然今後必要な課題でございまして、そのような中で検討をいたしてまいりたい、こういうことでございします。

○岡本委員 そこで、こういった渡り鳥あるいはまた野鳥、こういったようなものの保護は、鳥獣を繁殖させていく、したがって、この保護区についてはあつちこつ非常に調査をしてやらなければならぬのでありますが、そこで四十七年度の予算で何方所ぐらゐを指定するつもりをしておるのか、これをひとつお聞きしたい。

○首尾木政府委員 現在鳥獣保護区といたしましては、四百六十四カ所が既設のものとしてございしますが、さらに新設のものとしまして鳥獣保護区二十五カ所を新たに指定をしたいというふうに考えております。ただいま申し上げましたのは国設の鳥獣保護区でございします。さらに、そのほかに都道府県の鳥獣保護区というものがございします。数字につきましては、ただいますぐ調べて御返答申し上げます。

○岡本委員 そこで、たとえば東京の多摩川の上流ですか、青梅市ですか、あるいはまた兵庫県の西宮の浜甲子園あるいは淡路島の千鳥ですか、これは人工増殖をやっておりますけれども、こうい

うような保護する場所について、環境庁としてはどういう助成をしていくのか、あるいは保護をどういうようにして——予算の關係になると思うのですが、国のほうと都道府県のほうとあると思いますが、都道府県に対して推進するためにどういう方法をとっていくのか、これをひとつお聞きしたい。

○仁賀説明員 いま国と県との補助金に類したようなものというお話でございしましたが、私ども鳥獣行政では補助金を一銭も持っておりません。そのかわりに、狩猟に伴いまして入猟税という目的税をとることにいたしております。これは都道府県に入る目的税で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に使っていくという形をもちまして、そういう中において各都道府県で実施していただいておりますというのが現状でございします。

〔始開委員長代理退席、委員長着席〕

○岡本委員 そうしますと、都道府県でそういった目的税を出すためには、狩猟をする、そうしてそこから上がってくるの、地方税で鳥獣を保護していくというふうなことは、政務次官、どうですか。そういうことになりまして、私が先ほど指摘した、いままでの大正七年の、現在の鳥獣保護法は、やはりえものをたくさんつくらして、そうしてそれをとらず、こういうのであつて、決して環境を保全し、そうして小鳥がさえずるような、そういう環境を保持するための鳥獣保護法ではないように考えられるのです。したがって、私は、都道府県に対してそういった助成でなくして、もっとこの保護地区をたくさんつくればならないのじゃないか。これは国の相当抜本的な考え方でありまして、これは検討をしていただかなければならぬと思ひますが、この点について

○小澤(太)政府委員 現在あります鳥獣保護並びに狩猟に關する法律が、先生のおっしゃるような、鳥獣を狩猟するためにたくさんふやす、そのような法律であるというお考えは間違っております。現在の鳥獣保護法といえども、その趣旨はあくまで鳥獣保護が目的でございします。猟については、これは人身傷害の問題もあつて、それを規制いたします。また、ある程度やむを得ざる範囲においてこれを認めておるのでございまして、たくさん鳥を育てて撃たせるためにあるという考えでは毛頭ございしません。けれども従来の行政運営においてそのような誤解を起し得る可能性もなきにしもあらず、このように私は考えます。したがって、今後この問題について先ほど申し上げましたように、野性鳥獣の保護に徹するための法体系の問題等を含めまして考えをさらに深めていきたい、この検討をいたしておるということでございます。したがって、鳥獣保護の精神を、先ほど申されたように野性鳥獣は個人のものではない、国民の共有の財産である、むしろこれは世界人類の共有の大事なものであるという観点に立つてやりたいということとは十分に考えておる次第でございします。

それからただいま課長が申しましたのは、府県の鳥獣保護についての施策の目的税として入猟税というのを考えておる、これは逐次増額してまいりましたことは御承知のとおりであります。狩猟免許税と各府県に入るところの入猟税、これでもってやるのであつて、国は何らこれに対する熱意がないじゃないかというお話でございしますが、府県の行ないますことについての補助金を出しておらないというところでございします。

なお鳥獣保護につきましてはこればかりではない、いろいろの方法がございまして、御案内のとおり今年度予算には、金額はまことにわれわれも意に満たない一億二千万、しかし前年度に比べますと約八倍の予算を組んでおります。新しく野鳥の森をつくるとかあるいは観測点、観測所を増設するとか、やや前向きな政策を打ち出しておるわけでございします。もとよりこれで十分ではございせんけれども、環境庁ができて世論のもとに

○小澤(太)政府委員 抜本改正と申しますが、先ほどオランダの例を言われたようであります、諸外国の例などを十分に私ども検討して取り入れ

○岡本委員 小鳥が寄ってきて困るというようなところは見たことないですが、それだったら一ぺんそういうところへ連れていってください。

そういうことを言っているもしかたがないから、そこで、いま政務次官から愛鳥教育、こういうものがやはり必要ではなからうかというお話し

○岡本委員　現在配慮がされておる、こう言いますけれども、これは近代文明はこんなに発達をしましたがけれども、精神文明、要するに人間性喪失がいま非常にやかましくいわれているわけです。だから赤軍派の総括なんかが出るわけですが、子供は非常に小鳥が好きなんです。そういった職業もあればいいというような意見もあるわけですが、鳥が好きで鳥を専門でいろいろとやっていこうというような人たちはたいがい外国のほうへ行ってしまう現状がある。ですから、米国やスウェーデンのように専門家の積極的な養成、これを教育課程に入れなければならないと私は思うのではありません。あなた、いまそういう専門家というのは何人くらいいるのかどうかおわかりになりますか。

○大崎説明員　その方面の職業についておられる方々がどの程度おるかということは存じません。

○岡本委員 これは自主的にやっているところもありますよ。しかし、社会科の中に全部入っているということは調べましたけれどもない。ですからそれが一つと、それから大学教育の講座に野生生物保護の講座がない。こういうものを私がいぶきん調べたんです。したがって、今後やはりこういうったものを入れなければならないと思うのです。

そこで、次はちよつと戻りますが、保護区を国でも指定をしよう、こういうことですけれども、保護区に指定をしただけで鳥獣が安全に生息し繁殖

し続けるような施設及び管理人、あるいはまた鳥獣に対するところの、特に小鳥に対するところのいろいろなさういった知識のある専門家、こういうものの配備を私はほとんど見たことがない。たとえば山へ行きまして鳥獣保護区というふうなほんとうに小さな看板が木をよけたら中にあった。そこにはだれもいないわけです。ですから密猟をやめるような者があるわけですね。そういうことを考えますと、各都道府県に何人それを管理したりあるいはまた監視する人がいるだろうか。あんな広い県に一人か二人、ほとんど一人です。こういうことでは私は法律ができていてもほんとうの保護はできないのではないかと、こういう見地から私はやはり学校教育というものがもっと必要じゃないかと、こういうことを申し上げておるわけですが、その両面についての御意見があれば承りたい。

○首尾木政府委員 鳥獣行政を進めるにあたりましては、鳥獣の生態とかあるいは保護の方法等に関する広範な知識を必要とすることはもとより、各種の海外との情報交換の増大に対処するといったような意味におきまして、こういったような高度な専門家というものを養成する必要があると考えております。

先生の仰せになりました鳥獣保護区でございますが、その関係では鳥獣保護員が現在全国で千八百八十人というところでございます。まだこれで十分ということにはとてもまいらない状況でございますので、この充足についてさらに積極的の考えをまいりたい。さらにまたいろいろな標識等につきましても十分な状況でございせんので、今後これらについて充実をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○岡本委員 そこでひとつ提案ですが、野生生物の衰滅、これが非常に速度を速めておるのがわが国の姿であるという私は思うのです。したがって、保存するため、この基礎条件や技術開発のため、また天然記念物の保存という意味から考えてやはり国立研究所を設置しなければならぬのではないかと、こういうことを考えておるのですが、そ

の点についてこれはちょっと高度な政治判断ですから政務次官にお答えいただきたい。○小澤(太)政府委員 せっかくの御提案でありまして、十分検討してみたいと思います。

○岡本委員 そこで三月二十二日の報道によりまして、佐渡のトキ、この保護鳥が死亡した。それを解剖した新潟大学の調査によると、肝臓から七〇・四PPM、それから骨、筋肉あるいはまた肉から三六・五あるいは二八・四、二七・六というふうな高濃度のPCBが検出されておる、こういう面から考えまして、PCBの恐怖というものが非常に進んでおる。これも先ほどお話しがありました。このPCBの製造禁止、あるいはまた使用禁止、こういうものがすすんでいっているわけですね。おもうのですが、時間の関係でこれはPCBのときにいろいろとまた論議したいと思えます。

そこできょうは通産省の小幡化学第二課長ですが、あなたのほうで新しい化学化合物ですね、PCBとかこういうものをつくるときにはやはりよく規制を加える。将来そういった大きな公害が起ころう、あるいは土壌汚染が起ころうというふうな面まで検討をして、そして許可をするというところでなければ、今度日本の国土が相当汚染されて初めてわかったというふうなことでは相ならぬ、こういうふうなふうに思うのですが、そういった面についての法的規制、これを考えておるかどうか、これを一つだけお聞きしたい。

○小幡説明員 一般の化学品の中で毒性の高いものはすでに毒物劇物取締法により指定されて、十分な管理体制がとられておるわけでございまして、ところがいまや毒劇法による毒性基準から見ますと、指定の対象にならないPCBのような物質が問題となつておるわけでございまして、これは毒性は低いけれどもきわめて分解しにくい、また人体に対する蓄積性が高いというふうなことから問題が生じたものでございまして、今後新しい化学製品で、毒劇法の対象にはならないけれども、やはりPCBと同じような問題を生ずるといふものが出てくることも考えられますので、こ

れら新製品の実用化の前に、安全性について何らかのチェックをする必要があるというように私は考えております。したがって、通産省といったしましては広く関係者の意見を聞きまして、適正なチェックの基準体制等について法規制も含めて早急に検討を行なつてまいりたいというふうに考えております。

○岡本委員 最後に一言だけ。それはもう特別にきちんとやつてもらわないと、あとになってまた公害だ公害だというのじゃ話にならないと思いたすから、次に環境庁に一つだけお聞きしたいと思ふのです。

これは環境基準ですが、たとえばいまカドミの排出量が〇・一、これが環境基準になりますと〇・〇一、それから銅が一・二、亜鉛が一九PPM、こういうような単独で環境基準が定められております。しかし御承知のように最近では複合になっておるのです。水の中に、まあ大気でもそうですが、複合汚染。そうなつてきますと、この環境基準というものが非常に問題になると私は思ふのです。

これは岐阜女子短大の教授が試験データを出しておりますけれども、この三つが複合したときには、非常に致死量というものが強くなつてくるわけでありまして、こういうことを考えますと、この環境基準についてはもう一度洗い直す必要が、そういう時期が来たのではないかと、こういうふうに考えるのですが、これについてお聞きをしたいと思います。

○小澤(太)政府委員 最近の研究でそのようなデータが出たということ、私も新聞紙上で実は拝見しております。この重金属の複合公害の問題については、まだ十分な研究が実はできておりませんし、そういうものが問題として提起されております以上は、私もそのほうも各省と十分検討を加えた上で、環境基準その他について手を加えるべきものがあればこれは当然やるべきことだと思います。いま検討の段階でおりますので、急いでそういう点についても研究させてまいりたい、こ

う思っております。

○岡本委員 約束の時間はあとまだだいぶ残っておりますが、これで一応打ち切りますが、この環境基準につきましては、いまきめてある分がそのままでよいというところではなかなかないと思いたすので、ひとつ各省との検討ということもありまして、何と申ししても環境庁がやはり鳥あるいはまた人間、生物、こういうものの生命の一番根源を握つておるといふ面から考えますと、そういった面の研究、この国立研究所もまだもたしておるらしいのですが、こういった研究を早急にどこかの大学にでも出すとか、あるいは研究班をつくるのかなんとかして、複合汚染についてもやはり早急にやらなないと、私は後手後手になつてしまふということを懸念するわけでありますので、再度これを要求いたしまして、きょうはこれで終わります。

○田中委員長 岡本君の質疑は終わりました。次に、古寺宏君。

○古寺委員 今回提案されました法律案の目的は、鳥類の絶滅を防止するためにこういう法律の提案があつたと思うのですが、現在わが国の鳥類の実態についてはどういふふうに把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○首尾木政府委員 わが国の現在の鳥類全体の種類でございまして、これは四百二十四種でございまして、うち特殊鳥類が二十一種というふうなことになるわけであります。さらにこれは鳥獣という面で、獣類につきましては五十八種というふうなことになるわけであります。そのうちで、鳥類全体のうちで特殊鳥類が三十二種、特殊獣類が十七種というふうな状況でございまして、全般といたしまして、わが国の鳥類が過去に比べて、趨勢的に非常に減つてきておるといふことは、これは事実でございまして、この点については、今後こういう鳥類の保護の施策を積極的に進めてまいりたいというふうな考えでおるところでございまして、最近の実態調査によりまして、ここ数年間というものはそれほど趨勢的に大きな変化というものは

見られないというふうに私も一応把握いたしておるわけでございます。

○古寺委員 現在わが国には四十万人のハンターがいっぱいいます。また猟犬もいるわけでございます。青森県の下半島の例で申し上げますと、昭和二十年を一〇〇とした場合に、現在は五に鳥類が減っております。二十八年間に二十分の一に減っております。これはわが国の中では最も開発のおくれである、いまお話ししたP.C.B.あるいはいろいろな農薬等の公害、そういうものから非常に隔離した地方であるにもかかわらず、現在二十分の一に減少しているわけでございます。したがって、私は前に環境庁長官がお話しになっておりまして、全国を禁猟区にして十年なら十年という期間を定めて鳥類を保護せよと、いかにこういう法律や条約をつくっても絶滅を予防することができない、こういうふうな考えのわけでございますが、その点について環境庁はどういうふうにお考えですか。

○小澤（大）政府委員 御質問の点につきまして、今朝来たたび諸先生から御質問がございまして、お答えいたしておるのでございますが、御了解をいただけるかと思いますが、この鳥獣保護制度、またこれを法制上取り上げた法律としまして、この段階に立つてもっと鳥獣保護に徹するような考え方で進めなければならぬということ、これは環境庁のみならず国民すべての方々がそのように考えておられることだと思っております。したがって、環境庁におきましては、ただいまお話のありましたような体制、アメリカやヨーロッパでのいわゆる猟区狩猟制というような問題をも十分に取り入れることができるか、取り入れた場合にどのような調整を行なうかというふうなことを真剣にいま検討いたしておるような次第でございます。現在の制度の欠陥と、さらにまたこれを運用する精神の上での欠陥というものをいかに補うか、こういうような方向で努力をいたしておる段階でございます。

○古寺委員 検討しているうちにハンターはハンティングが全然できない、また野鳥が全然いなくなる、こういうような事態が到来するのじゃないかということが心配になるわけでございます。できるだけ早くこの絶滅を予防するように、全国を禁猟区にして逆に狩猟のできるような地域を定めて、そして予防していただきたいということを御要望申し上げておきたいと思っております。

次に、青森県の六ヶ所村の尾駱地区というところでございますが、ここはニシンの不漁の問題がございまして、昨年は七万六千キログラムの水揚げがあったわけですが、今年は三百キロしか水揚げがない。これは一昨年この一帯を禁猟区にしたために白鳥が五、六百羽、それからカモが千羽以上飛来するようになった。このためにこれは白鳥公害ではないか、こういうことで漁民が騒いでいるわけでございますが、白鳥というものはニシンの繁殖というものとどういう関係があるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○首尾木政府委員 これは私は聞いたところでございますが、白鳥はそのえさとしてアマモ、カワヅルモ等の水生植物の葉や茎や根を主食とするものでありまして、白鳥がニシンを食べるというふうなことはないと伺っております。したがって、それ以上の知識はございませんが、そういうような関係で特にニシンに害があるというふうなものではないのかというように私は考えております。

○古寺委員 もしもかりにニシンに影響があるとすれば、この第三条の(b)号「人命及び財産を保護するため」に捕獲あるいは採取ができる、こういうふうなことになるわけでございますか。

○首尾木政府委員 条項には該当するところでございます。その点についてやはりはっきりした見解というものを打ち出して、現在いろいろと白鳥公害だということで意見が対立しているようにございますので、適切な指導をしていただきたいと思います。

○首尾木政府委員 そういう点につきましては、十分専門家の意見を反映できるような措置をいたしたいと考えております。

○古寺委員 終わります。

○田中委員長 次に、内閣提出の公害等調整委員会設置法案を議題とし、審査を進めます。

○古寺委員 日本鉱業の佐賀製錬所の問題についてお尋ねしたいと思います。

昨年の十一月に労働省の調査団によりまして、死亡いたしました二十七名が砒素による職業病であるということが認定されたわけでございますが、その後徳島大学の鈴木教授の調査によりまして、昭和四十年から四十六年の七年間の死亡者千二百七十七人の死因について調査をいたしましたところ、二百四十五人がガンによって死亡している、こういうような問題が起きていたわけでございます。そこで、この佐賀製錬所の周辺ではかんきつ類の被害あるいは水産業に対する被害、いろいろな問題が現在までに起きておったわけでございますが、この点について環境庁は調査をしたことがあるかどうか、まず最初に承りたいと思っております。

○岡安政府委員 まず私のほうで環境調査の状況について御説明申し上げます。

お話の佐賀製錬所周辺の水質の状態でございますが、昭和四十五年と四十六年にそれぞれ二回にわたって水質調査をいたしましたわけですが、製錬所からの排水水質につきましては、いずれも水質汚濁防止法に基づきます排水基準を下回っております。特に上回ったという事例はないわけでございます。一方周辺の公共用水域についてでございますが、四十五年に三回、四十六年に一回それぞれ水質の測定を行なったわけですが、四十五年十月六日に採水いたしましたものを、その地点は佐賀関港

の湾の奥の部分でございますけれども、砒素が環境基準でございます。○五P.P.M.を上回っているという事例が一件ございます。

それから土壌の関係でございますが、製錬所の周辺の地域につきまして、大分県におきまして昨年度調査をいたしました事例があるようでございますけれども、調査地点が少ないということもございまして、必ずしも実情が現在十分明らかになっていないという状態ではございません。そこで私どもは、今後水質並びに土壌等につきましては、さらに詳細な調査をいたしたいというふうなことを考えておる次第でございます。

○古寺委員 ただいまは砒素に対する調査の結果だけ発表したわけですが、他の重金属あるいは水銀等についての調査結果はどうなっておりますか。

○岡安政府委員 水質につきましては、砒素のほかP.H.、銅、鉛、カドミウム、亜鉛、鉄等につきまして調査を行なっておりますが、水銀につきましてはどうも資料がないようでございます。先ほど申し上げましたように、水質の調査につきましては、砒素の一点以外はそれぞれ基準以下であるという状態でございます。

土壌につきましては、現在三ヶ所程度しかまだないようでございますが、土壌はカドミウム、亜鉛それから銅につきまして調査をいたしたように聞いております。

○古寺委員 次に、農林省にお尋ねしたいのですが、昭和四十四年にかんきつ類に相当の被害が起きて、これを会社側が買い入れをしたということを知っておりますが、その原因は何によるものか。またさらに、最近におきましては、この被害を受けたかんきつの畑を会社側が借り上げをして、五十年間の期間を定めて借り上げをしていくというのを聞いておりますが、それらの経過並びに原因について御説明をお願いしたいと思います。

し四十六年で三千三百八十八万円前後の補償金を支払つたという報告を聞いております。

○古寺委員　農林省はそのミカンが実際に食品と

PM程度の亜鉛が土壌中にあるものというふうにいわれております。

○古寺委員　そういったしますと、相当に土壌が汚

やはり面積によりまして違いますが、都道府県知事なり、二ヘクタール以上であれば農林大臣の許可を要するということになります。

抵触をする。こういうふうに考えられますのでこの問題につきましては早急に調査をして、そういうようなことのないように農林省としては善処

していただきたいと思いますが、いかがですか。
○堀川説明員 契約の内容が三条の規定に該当するといふ場合におきましては、これは賃借権の設定自体ができないわけでございますから、さような契約内容である場合におきましては契約を取りやめるというふうに指導をしたいと思ひます。

なおまた、五条の緑地として管理をするという目的で契約をしておるといふふうに見られる場合におきましては、これは正当な手続をとりまして、都道府県知事なり農林大臣に許可申請をしまして、ちゃんと適切な措置をとった上で利用をするといふふうな指導をいたしたいと思ひます。いづれにいたしましても、まだ具体的な内容が明確でございせんので、一刻も早く内容を明確にいたしまして適切な処理をとるよう指導するつもりでございます。

○古寺委員 次に、水産庁にお尋ねしますが、つい三月の末にこの佐賀関の製錬所の近くでイカが何万と死んで漂流してきた、こういうふうなことを先日聞いてきたわけでございますが、こういう事実について水産庁は御存じでしょうか。
○太田(康)政府委員 私ども、そういうお尋ねがあるといふことで実は県に照会をいたしたわけですからけれども、県の報告によりますと、本年の三月二十日から二十一日にかけて、イカ、カワハギ等が約三十キログラム死したというふう聞いております。

○古寺委員 その原因についてはどういふふうにお考えでしょうか。
○太田(康)政府委員 実は四十五年の十月にもウマヅラ、カワハギがかなり多量に死したというふうなこともあったようでございますが、その際に県の水産試験場が調査をいたしたようでございますが、原因が不明であつたようでございます。し、このことにつきまして詳細私どもまだ承知をいたしてないのでございます。

○古寺委員 質問をするといふので県のほうにお聞きになった。ところが県のほうも知らなかつた。県のほうで漁業協同組合にお尋ねしたところ、漁業協同組合のほうも知らなかつた、それであつてそういうふうな報告をしたといふことを現地から聞いております。実際には何万というイカが死滅をしているわけですね。こういうふうな事実を水産庁も県も知らない、こういうことでは水産資源の確保もできないし、公害の防止も当然できないと思ひます。この佐賀関の周辺の沿岸漁場についての調査は、水産庁としてはおやりになったことがございせんか。
○太田(康)政府委員 私どもとしては実は確かに調査をいたしております。しかし実際にこういった事例が起こりますと、県に照会して調査をいたしておるわけでございますけれども、そういった問題が頻発するような場合には、私ども現地におもむいて調査をしなければならぬだろうというふう考えております。

○古寺委員 この佐賀関の港の中をしゅんせつした際に魚介類が一つも生きていなかった。特にホタテガイ等がとれるようでございます。もう全部死滅しておつた、こういうことを漁業者が話しておるわけでございますが、そういう事実についても水産庁は知らないわけですか。
○太田(康)政府委員 私どもも県を通じて承知している範囲におきましては、四十三年以来排水等の監視も十分やっております。先ほど申し上げたような四十五年における事例あるいは先ほどお尋ねの四十七年三月におきます事例、これを除いては被害があつたといふふうには実は聞いていないのでございます。

○古寺委員 これは大阪市立大学の調査結果でございますけれども、海のどの濃度でございませう。港の中でございませう、ある一つの地点で申し上げますと、砒素が八六・一PPM、総クロムが二五・〇PPM、カドミウムが一・二・五、ニッケルが五・二五、鉛が五・六、銅が三・四、六五、亜鉛が一・二、七・〇五、水銀が一・五・〇六PPM、こういうふうな結果が出ておるわけでございます。これだけ汚染されていれば当然魚介類も死滅する

ことはもう目に見えておるわけですね。こういうふうな環境調査を水産庁は全然やっておらない、こういう点について今後調査を早急に進める必要があると思ひますが、いかがですか。
○太田(康)政府委員 実はおとし水産庁といたしまして河川、湖沼、海面等につきまして環境調査をいたしたことがございませう。まあ佐賀関の場合について具体的に調査をしたというふうなことはないわけでございますけれども、かような問題が非常に発生をしておるといふような事態にございませうればさうすぐ調査に取りかかりたいといふふう考えております。

○古寺委員 カドミウムそれから銅、亜鉛の土壌中の濃度が非常に高いわけでございますが、農林省におきましてなせ砒素の分析をやらなかつたのか、その点について農林省にお尋ねしたいと思ひます。
○川田説明員 農林省は、土壌汚染について概況を把握するといふことで全国に定点を設けて四十六年度からやっております。その分析の項目はカドミウム、銅、亜鉛でございます。なせ四十六年度からカドミウム、銅、亜鉛に砒素を入れたかつかといひますと、土壌中の砒素を抽出して分析する方法についてもう少し検討したらいといふような専門家の意見がございまして、検討を進めた結果、分析法がきまつてまいりましたので、四十七年度からはその定点観測をカドミウム、銅、亜鉛、鉛、砒素というように拡大して四十七年度から実施したいと思つております。

○古寺委員 環境庁にお尋ねしたいのですが、砒素の基準がまだいろいろきまつてないようでございますが、この基準の問題について環境庁は現在どういふふうにお考えですか。
○岡安政府委員 土壌汚染の有害物質につきましては現在カドミウムだけが指定されておるわけでございます。私どもそれ以外の有害物質につきましても指定を急ぎたいといふふうには実は考えております。現在やっておりますのは銅を近々のうちに指定をする作業を進めておるわけでございます。

が、砒素につきまして残念ながらなかなか、土壌中の砒素の分析の資料も数が非常に少のうございませう。またその砒素がどういふような形をとって農作物の生育障害ないし果実等に吸収されるかといふメカニズムも必ずしも明らかでないのございまして、私どもは早急に調査をいたしまして、この調査結果によりまして追加して指定をしてまいりたい、かような段階でございませう。

○古寺委員 そうしますと、大体砒素と粉じんが職業ガンの原因であるといふふうな調査団が報告しております。そういう点からいいますと、土壌中に蓄積されておる砒素があるいは粉じんと一緒に飛んでくる砒素が多量にかんきつ類に含まれておる、あるいは海のどのの中にあつたところの砒素が魚介類の中にたくさん濃縮されて人体に入ってくる、こういうような面も考えられるわけでございますが、こういう点について心配ないですか。
○岡安政府委員 砒素が人体に及ぼす影響につきましては従来からわかつておりました。そういう関係から水質につきましては排水基準なり環境基準等を定めておるわけでございます。ただ土壌中に含まれます砒素がどういふ運動をするかといふような点につきまして従来の資料は必ずしも十分でないといふこともございまして、直ちに土壌汚染防止法の有害物質に指定することができないといふことを申し上げたわけでございます。私どもできるだけ早くこれは指定をいたしまして、対策に遺憾のないようにいたしたいといふふうな考えている次第でございます。

○古寺委員 そこで、この二十七名の方が肺ガンで死亡されているわけでございます。住民の方々もたくさんガンで死亡していらつしやるわけでございますが、住民検診の問題については環境庁あるいは厚生省はどういふふうに対策をお考えでしょうか。
○船後政府委員 佐賀関製錬所周辺の健康被害につきましては大分保健所が、昨年、先ほどから御指摘の職業病の問題に関連いたします肺ガンの疫

学調査をやったわけでございます。引き続きまして徳島大学の鈴木先生から付近住民につきましても肺ガンのみならず皮膚ガンあるいは肝臓ガン等の非常に多発があるという御報告がございまして、本日それが学会で発表になったわけでございます。環境庁といたしましては、今後検討してまいりたい、かように考えております。

○古寺委員 保健所あるいは鈴木先生の死因調査の結果は一応きょう発表になると思いますが、環境庁としてはこういうような住民の健康被害の調査というものはどういう方法でお進めになる考えですか。

○船後政府委員 一般論といたしましては休廃止鉱山に関連いたしまして種々の環境調査等がございまして、環境調査の結果から住民の健康被害の疑いが非常に濃厚になってきたという場合には健康調査に乗り出すわけでございます。それ以外にも保健所がやはり地域住民の健康というものは最も関心を持ち、かつその健康の保持にとめておるわけでございますから、そういった保健所の系統の活動というものを通じまして、やはり要調査地域というものをきめて、必要に応じて健康調査を実施していく必要がある、ただ環境庁みずから手足を持つておるわけではございませんので、やはり県の衛生部の系統の力というものを期待しながら進めてまいりたいという考えでございます。

○古寺委員 そういたしますと、前に保健所がやった調査と環境庁がこれからおやりになるうとする調査というのは同じになるんじゃないか。

○船後政府委員 佐賀関につきましては、県が前回行ないましたのは主として肺ガンを中心に、大抵職業歴のある方々に対象を向けてきた疫学調査でございます。これに対して、徳島大学では一般住民を主たる対象とした疫学調査をしたわけでございます。まあ対象が同じでございます。

で、用いられた資料も同一であろうと思えますけれども、この二つの疫学調査の結果というものを、ともかく十分に検討する必要がある、その検討いたしました結果、実際にレントゲン撮影等、地域住民を対象とする健康調査の必要があるかないか、そういった点も含めまして大分県において現在計画しておる、こういう段階でございます。

○古寺委員 実際にミカンも大被害を受ける、またイカやカワハギも大量死する、また付近の環境もものすごく汚染されているわけですね。そして従業員の中で二十七名の方が砒素と粉じんによる職業病であるという認定を受けて、もうすでに補償が終わっているわけですね。それなのに環境庁としては鈴木先生の発表を待ってから調査に乗り出す、これからやるんだ、そういうことでは人命軽視の公害行政だとして考えられないのですが、この点については政務次官、どのようにお考えですか。

○小澤(太)政府委員 そう言われればそう批判されてもやむを得ないかと思えます。ただし、なかなかいろいろ問題が出てまいりまして、前にも申し上げたと思いますが、一わたり総洗いをやってみようか、今年度においてやってみようか、ということにいたしておるようなやささでございます。多少おくれればおきますけれども、まず県の調査が行なわれて、その県の調査が環境庁の指定する基準に基づいて行なわれたかどうか、それによつて今度は環境庁がさらに新しい指図をして調査をいたすわけでございます。その上で健康被害等があればこれに対する措置をする、こういうような段取りをとっておるわけでございます。おくれましてのことと追いつきやっておりますという非難は、そういう非難をされるということになれば、これまたそれ相応の御判断があると思うのであります。われわれはこの上にもこういう点については府県を督促いたしまして、ともどもに早期発見、早期措置をいたしたい、こう考えておるやささでございます。

○古寺委員 佐賀関に対してはどういたしますか。

○小澤(太)政府委員 ただいま局長からお答え申し上げましたのとおりにやろうと思っております。

○古寺委員 そこで通産省にお尋ねしたいのですが、現在佐賀関は第二期の拡張工事を進めておるようでございます。こういうふうな公害の範囲が非常に広い、深い工場に対して第二次拡張計画というものを許可したその経過、内容についてまず御説明願います。

○久良知政府委員 現在佐賀関製錬所で進めております増強計画についてのお尋ねでございます。増強計画のおもな内容といたしましては、現在銅量にいたしまして月産一万トンの自溶炉一基で操業いたしておるわけでございますが、一応計画としては四十八年の五月を目標にいたしまして、もう一基増設をいたしまして、月産二万トンの規模にしたいというのが中心でございます。これに伴いましてスクラップ等の処理のための処理炉を新しくするとか、硫酸工場について四系列のものを五系列にいたしまして、現状月産四万五千トンの能力を六万五千トンにするというふうな付属の施設の増強が行なわれます。そのほか転炉、精製炉、それから、からみの選鉱所、電解工場というふうなものについてもそれぞれ若干の増設が行なわれるわけでございます。

この計画の手續関係でございますが、四十六年の十一月二十五日に施業案の認可をいたしました施設につきましては、これは保安法の八条関係になるわけでございますが、四十六年の十二月二十日に認可をいたしております。

工事につきましては、四十六年の十二月二十四日に着工式をあげておるわけでございまして、完成は大体着工後十八カ月ということで、四十八年の五月末に完成をする予定で、現在ではおもに、まだ主体工事といたしまして古い施設の解体工事をやっております。

それから保安上の問題でございますが、私も、やはり増設に伴いましていろいろ大気それから

水関係の排出がどうなるかということにつきまして、重大な関心を持っておるわけでございまして、現状におきまして、先ほど構内の砒素の環境について若干の問題があるという報告もあったわけでございますが、排出につきましては鉱煙、排水とも、現在私どもの監督しておる範囲内ではみな基準の中におさまっております。

この製錬所、かなり大型になることも予想いたしまして、現在の一般の基準値と申しますか、これは鉱山保安法で定めておるわけでございまして、これにも、他と同様に上のせをして基準を強化する道が開かれておりますので、佐賀関につきましては、たとえばカドミウムにつきましては、一般には〇・一という排出基準でございます、これを〇・〇一。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

それから鉛はPPMでございますが、これをPPM。銅は普通の基準がPPMでありまして、これをPPMに強化をする。そういうふうな、浮遊物質、それからCOD等につきましても上のせをいたしまして、強化をした基準で今後検討を続けていきたい、そういうふうな考えでございます。

○古寺委員 現在、この佐賀関製錬所へ行きますと、昔の鉱滓あるいはからみ、こういうものがそのまま放置されております。雨が降ると当然これは海にも流出するし、あるいは天気のいい場合には、風が吹けばこれが飛んでも行くでしょう。こういうようなものを放置しておきながら、なぜ第二次拡張工事というものを認可したのか、その点について承りたいと思います。

○久良知政府委員 先生御指摘のように、佐賀関製錬所は非常に古い製錬所でございます。過去にできました製錬からみ構内の緩傾斜の個所に相当量堆積をいたしております。四十五年の八月の台風の際にもその一部が海中に流出をいたしましたわけでございますが、その後停止堤の改修を行なっております。四十五年に起こりました災害を繰り返さないように、私もいたしまして

増設の工事をされたわけでございます。特に四十六年度、今年度でございますが、やはりこのからみの堆積というのについては長い年月を見通しますと問題があるというふうに考えておりますので、これは覆土をいたしまして上に植栽をするように指示をいたしました。今年度から始めたわけでございますが、四十七年度一ぱいにこれを完成するようにさせたいと思っております。

○古寺委員 いままでたとえば佐賀関の港の場合は相当の重金属、砒素がもう蓄積されているわけでございますが、こういふ、いままで沈んで、もうどうしようもない港については、通産省はどういう対策をお考えですか。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕

○久良知政府委員 港湾につきましては、直接所管外でございますので、持ち合わせてないわけでございますが、私もどなたもいたしましては、今後さらに製錬所から排出する重金属によって汚染を増加することがないように厳重に監督してまいりたいと存じております。

○古寺委員 そうしますと、いままでさんざんよごしておいて、それを放置したままでもたぬで、倍の生産量になるわけです。当然その公害の量もふえます。そういうことをなぜ考えて、許可をするなり認可をするようにしないわけでございますか。

○久良知政府委員 港湾内にすでに堆積しております泥土といいますが、中の問題については、これは所管外になるわけでございますが、先生御指摘のような事情がありますので、特に基準というものを十分の一ないし三分の一程度にまできびしくいたしまして、将来に備えるわけでございます。

○古寺委員 何べんも同じことを繰り返すようですが、いままでの汚染された状態に今度は規制をして、その汚染をあまりこれ以上進行しないようにするということですか。それともいままでの汚染された環境については、これをもとに復元をして、そしてきれいな水を流す、きれいな煙を出す、こ

ういうふうに考えているんですか、どちらなんですか。

○久良知政府委員 汚染をされております港内の泥土の状況等も踏まえまして、環境基準として定められておるいろいろな数値に對しまして余裕を持たせるよう今後の排出の規制をしていく、そういうふうに考えておるわけでございます。

○古寺委員 そうなれば、今後の規制はゼロでなければいけない。これ以上汚染を進めないためにはゼロでなければいけない。そのゼロでなければいけない工場に対して倍の拡張を許可する、これはあなたの方が規制を緩らきびしくしても、汚染の進行というものはとめることはできないわけですか。今後規制をゼロにしますか。

○久良知政府委員 佐賀関周辺についてもやはり汚染はされておりますけれども、環境容量というものがあるわけでございます。環境基準というものがきめられておるわけでございますので、その環境基準をオーバーしないように排出のほうを規制をしていくということでございます。

○古寺委員 もう現在すでに環境基準をオーバーしているわけでございます。数字は時間がないので全部申し上げませんが、どの地点をとってみても全部汚染をされて、環境基準を越えている。基準を越えないようにというんですけれども、もう現実には現在越えているわけですか。それをどうやって防止するわけですか。

○久良知政府委員 現在環境基準を越えておるか、越えてないかということにつきましては見解が違ふのがいまの先生との意見が食い違う原因ではないかと思ひますが、環境基準のいろいろな数値につきましては、後ほど具体的にお伺いをいたしまして、私もどなたもいたしまして検討させていただきます。

○古寺委員 そういふふうな現実の環境調査もやらないで、そうして一方的に拡張工事を進めた場合には、犠牲になるのは住民であり、破壊されるのは環境です。そういうような企業優先の許可、認可のしかたでは、どこまでいったって公害の防

止はできないと思うのです。こういう点についてはやはり環境庁も責任があると思ひますので、十分にこれをチェックして、今後これ以上環境を汚染しないように、やはり通産省とも連携をとって、拡張工事を一時見合わせるか、あるいはこの環境に對してはどういうふうに取り組んでいくか、そういうことを検討しなきゃならぬと思ひますが、環境庁の御意見を承りたいと思ひます。

現在、環境が基準を上回るくらい汚染されている場合、その場合にいかにか排出規制をきびしくしまして、だんだんその汚染が進行するわけですか。こういう場合には、やはり拡張工事というものは相当調査もし、検討もして進めませんと、たいへんなことになるわけですか。そういう場合は、やはり環境庁としても住民の健康を守り、自然環境を守るためにも、当然通産省に對していろいろなことを申し入れもし、調整もしなきゃならぬ、こう思ふわけなんです、この点についてどうでしょう。

○小澤(太)政府委員 おっしゃるとおりだと思います。

○古寺委員 ところが、何もやっていないわけですね。そこで時間でございますので、公害紛争の処理制度が今度でございますが、その中でいゆる因果関係を究明することが必要になつてくるわけでございます。そういうふうないゆる因果関係を究明できるだけの調査体制、こういうものについて十分に考えているのかどうか、まずそこらから承りたいと思ひます。

○小澤(文)政府委員 因果関係につきましては、それぞれ専門的な知識を必要とする場合が多からうと思ひますが、それにつきましてはおそらく委員の方々も、各方面の学識経験の豊かな方が任命されることになりましようし、それからさらに専門委員が三十人まで任命されることになりましよう。それでございまして、それぞれの場合に応じ、最もその専門分野についてのすぐれた方々の御協力を得て因果関係の解明をすることになるう、そういうふうに思ひます。

○古寺委員 予算は幾らでございますか。

○川村政府委員 一応職権によりまして証拠調べないしは事実の調査を行なうために、これは原因裁定だけとは限っておりません。公害等調整委員会で行ないます調停あるいは仲裁あるいは責任裁定あるいは原因裁定、全部で一応二千三十万用意をしております。

○古寺委員 その中で、原因裁定をする場合のいゆる調査の予算というのは幾らなんですか。

○川村政府委員 原因裁定、責任裁定というものは、今後制度ができて、それが具体的に持ち込まれる件数によりまして、その範囲内においていけばこれに幾ら振り向けるというふうになるわけでございます。初めから原因裁定が幾らというふうには入っておりません。

○古寺委員 そうしますと、かりに原因裁定あるいは責任裁定にしましても、年間二十件を予想して一応スタッフなりあるいは予算なり計上している、こうおっしゃっている。そうしますと、まるまる全部使つたつて二十件といふと、一カ所百万円です。百万円でもって原因裁定あるいは責任裁定をして、被害者を迅速かつ適正に救済するといふことができると確信しておりますか。

○川村政府委員 予算の点はいま申し上げたとおりでございますが、実際問題として事実の調査を行なう場合には、先ほど申し上げた専門委員ないしは事務局の職員が直接出向く場合もございまして、さらに現行法では四十三条にございまして、関係機関の協力等を要請できるかつこうになつておりますので、その辺の資料はそちらからちやうだいすることになります。

○古寺委員 そうしますと、佐賀関のような場合、土壌の調査もしなければいけない、あるいは海底のどの調査もしなければいけない、海水の分析もやらなければいけない、こういうようなことはどこへお頼みになるのですか。

○川村政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、一応まず原因裁定の場合に、おそらく両方の当事者がある意味で説明をいたしましうか

ら、その中で当事者等からとれる資料がまずあろうと思います。それをまずお出しいただきます。それ以外に、私どもが直接調査をする費用以外に、かりに関係行政機関の場合には、これは協力という形でお出しをいただきますので、おおむねその場合には、経費につきましてはあまりかららないだろうと思います。それでもなお委員会として心証を得るために調査を必要とする場合には、それぞれその専門家、これはあるいは学者のグループのこともありましょうし、しかるべき民間団体という場合もありましょうし、それぞれの処理能力を見て、私どもはお願いをするかっこうになるうと思います。

○田中委員長 古寺君に申し上げます。すでに申し合わせの時間が過ぎておりますので、結論を急いでください。

○古寺委員 こういうふうに予算も少ない、また現実にはイカが何万も死んでいる、あるいはミカンが何千万も被害を受けている。そういう事実があつてすら、そういうものの原因の究明というのができないわけです。いかに専門家を三十人任命したところで、はたしてこの制度でもって、裁判にかかる費用もない、また公害を受けながら泣き寝入りをしていくという被害者が救済できるかどうか非常に疑問があると思う。そういう点について、政務次官から、あるいは委員長から、はたしてこの制度が、ほんとうに泣き寝入りをして困っている、犠牲になつていく、いままですぐにじられてきたそういう公害の被害者を救済できるという確信をお持ちかどうか、承つて質問を終わりたいと思います。

○砂田政府委員 ただいま古寺先生から御心配をいただきました予算のことでございますが、裁定に関する調査の予算はこれが半年分でございます。裁定については、法案が成立して当委員会が改組されてから三カ月準備をしてスタートいたしました。現実の問題としては半年分でございます。ただ、おっしゃる通りに、調査に必要な費用というものはどれだけかかるか、初めからきめて

かかるわけにはまいりません。さらに提出をされるであろうと予測される件数というのもの、おととい御説明をいたしましたようなことで、推定二十件と申しておるわけでありまして、初年度の予算としてはただいま事務局長がお答えいたしました金で出発をいたしますけれども、少なくとも、この委員会を改組して三條機関にして裁定制度を導入するという目的が、被害者救済、これを迅速にやろうというのを目的にしておるわけでございますから、年次途中で金がなくて調査ができない、そのために被害者救済ができないというような事態だけは絶対にさせない。何とかやりくりをいたしまして、被害者救済の目的のためにはさような決定で、当委員会の裁定制度の導入と取り組んでおりますことをお答えしておきたいと思ひます。

○古寺委員 何の罪もない、悪いことも何もしない人が砒素やあるいはカドミウムや、いろいろこういう公害によつて肺ガンになつて死んでいったり、農作物に被害を受けたり、漁業被害を受けておるわけです。こういう被害者を救済するためにはもつと住民の立場に立つた、被害者の立場に立つた真剣な対策というものが政府には必要じゃないか、私はこういうふうに痛感いたしますので、環境庁においても、この点については今後もつともつと積極的に、真剣に住民の立場に立つてしっかりとやっていただきたい、こういうふうに御要望申し上げます。

○小澤(太)政府委員 おっしゃるとおり、私どもはそういう被害者の立場、また被害を受けるべき立場にある人々のその立場に立つて行政を進めてまいつておりますし、また将来もそのつもりでございます。

ただ、ここで申し上げたいことは、私どもがそういう真剣に施策に取り組む以上は、やはり厳密な調査を待つて的確な判断と処置をいたしたい、こう思いますので、先生方にはやや御不満があるかとも思ひますけれども、慎重な調査を先行させるというそのわれわれの行き方に対しては御理解

いただきたい、こう思ふ次第でございます。

○田中委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会